

第六十三回国会 衆議院 通信委員會議録 第六号

昭和四十五年三月二十五日(水曜日)

午前九時五十三分開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事 内海 英男君

理事 本名 武君

理事 古川 喜一君

理事 栗山 礼行君

加藤 六月君

佐藤 守良君

坪川 信三君

浜田 幸一君

三池 信君

安宅 常彦君

佐々木更三君

八百板 正君

中村 拓道君

出席國務大臣

郵政大臣 井出一太郎君

出席政府委員

郵政事務次官 小淵 惠三君

郵政大臣官房長 野田誠二郎君

郵政省郵務局長 竹下 一記君

郵政省貯金局長 山本 博君

郵政省簡易保險局長 上原 一郎君

郵政省人事局長 中田 正一君

郵政省経理局長 溝呂木 繁君

委員外の出席者

郵政大臣官房首席監察官 中根 敬一君

通信委員会調査室長 佐々木久雄君

委員の異動

三月十九日

辞任 伊藤惣助丸君

同月二十日 補欠選任 鈴切 康雄君

辞任 小川 半次君

羽田 孜君

同日 補欠選任 上林山榮吉君

小坂善太郎君

補欠選任 羽田 孜君

三月十九日

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

本日の會議に付した案件

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

金子委員長 これより會議を開きます。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案

簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「営利を目的としない団体であつてこの法律で定めるもの」を「この法律で定める者」に改める。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

五 十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口

事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人

第三条第二項中「第九項」を「第十項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 次の各号の一に該当する者は、受託者となることができず、

一 二十五歳未満の者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者で復権を得ないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

五 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

六 第十九条第二項第四号の規定により委託契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

第四条第一項中「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「及び組合」を「組合又は第三条第一項第五号に掲げる個人の二以上」に改め、「組合」の下に「同号に掲げる個人」を加える。

第六条中「郵政窓口事務のうち」を「郵政窓口事務並びに国民年金の給付の支払に関する郵政窓口事務のうち」に改める。

第十条中「及び郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)」を「郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)」に改める。

第十一条第一項中「第三条第一項」の下に「第一号から第四号まで」を、「従事するもの」の下に「及び同項第五号に掲げる個人たる受託者」を加える。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(委託契約の解除)

第十九条 郵政大臣は、受託者が第三条の二第二

号から第五号までの一に該当するに至つたときは、第五条の規定にかかわらず、委託契約を解除しなければならない。

2 郵政大臣は、次に掲げる場合は、第五条の規定にかかわらず、委託契約を解除することができる。

一 当該簡易郵便局における郵政窓口事務の利用の状況にかんがみ、当該簡易郵便局を存置する必要がないと認められるとき。

二 当該簡易郵便局のある地域に郵便局が設置されたため、当該簡易郵便局を存置する必要がないと認められるとき。

三 受託者が心身の故障のため委託事務の遂行に堪えないと認められるとき。

四 受託者がこの法律、この法律に基づく省令若しくは委託契約に違反し、又はことさらに委託事務の処理を怠つたとき。

3 受託者は、九十日前までに郵政大臣にその旨を申し出て、委託契約を解除することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその効力を有する委託契約(簡易郵便局法第四條第一項に規定する委託契約をいう)の解除については、当該委託契約の期間(この法律の施行後にその期間が更新される場合には、その更新後の期間を含むものとする)内に限り、なお従前の例による。

理由

郵政事業の役務を適切な地方にまで広め、利用者の利便を増進するため、簡易郵便局に係る郵政窓口事務の受託者の資格を一定の要件を備える個人にも与えるほか、老齢福祉年金等の支払に関する郵政窓口事務を簡易郵便局における委託事務に

加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○金子委員長 ます、提案理由の説明を聴取いたします。井出郵政大臣。

○井出郵政大臣 簡易郵便局法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行の簡易郵便局法は、昭和二十四年に成立いたしました今日に至ったものであります。この簡易郵便局制度は、御承知のとおり郵政窓口サービスを提供する必要がある場合において、その事務の量が著しく少ないとき、国の直轄による郵便局を設置しないで、契約によって地方公共団体や協同組合に委託することによりまして、より少ない経費で一局でも多くの窓口機関を普及させることを主眼とした制度であります。

本制度創設以来すでに二十年を経過し、その数も三千をこえるまでに、地方における郵政窓口サービスの普及に大いに寄与しているのがあります。いまなお簡易郵便局の設置を必要とする地区が全国に約二千カ所もございます。

これらの地区の大半につきましては、地方公共団体や協同組合の施設が存在しないのでありまして、これらの地区にも郵政窓口サービスをあまねく公平に提供するため、受託者の範囲を広げて窓口機関増置を促進するほか、委託事務の範囲も一部拡大しましてサービスの改善をはかるうとするものであります。

改正の内容は第一に、現在の地方公共団体や農業協同組合等の受託者の範囲に、十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人を加えることによりまして、

なお、委託に応じようとする地方公共団体、協同組合があります場合は、地方公共団体、協同組合の順位でこれを優先し、個人は第三順位としております。

第二に、簡易郵便局に委託すべき事務は、現在、

郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険及び郵便年金に関する事務に限られておりますが、これに福祉年金の支払いに関する事務を追加することとし、受給者の利便を増進しようとするものであります。

そのほか、契約解除条件を法定する等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

午前十時五十七分休憩

午前十時四十三分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水野清君。

○水野委員 簡易郵便局法の一部を改正する法律案が、本日、大臣の説明がございまして当委員会に付託されたわけでありまして、自由民主党を代表いたしまして、二、三の疑義について郵政省当局から伺いたいと思っております。私は郵便業務はあまり詳しくございせんので、愚問を出すかもしれませんが、その点はお許しを願いたいと思っております。

まず、第一に伺いたいのは、今度の簡易郵便局というのは、すでに全国に特定局の郵便局網がめぐらされておいて、特定局の中でまた段階があるように思われるのです。集配局と無集配局と分かれておる。この無集配局と簡易局というものが私には非常にまぎらわしいのであります。郵政省でおっしゃる小規模の窓口機関であります。無集配特定局と簡易郵便局とをどういうふうに区分けをして郵

務当局は考えておられるか、その位置づけとか概念から、まずお聞かせ願いたいと思っております。

○竹下政府委員 簡易郵便局と比較されますのは無集配特定局でありまして、その中でも事務量の少ない二名局、三名局の無集配特定局であらうと思っております。この二つはいずれも事務量が比較的小さいのでありますけれども、簡易郵便局はその中でも特に取り扱い量が少なくて、具体的に申し上げますならば、一人で十分の仕事、あるいは一人未満、と申しますことは、何か兼業という形でやってもやっているとかならず見合う場合には簡易郵便局で十分ではないか。つまり事務量の多い、少ないでもって、非常に少ない場合には簡易郵便局で運営する、二人以上になりました場合には特定局でやっていく、こういうラインを引いてよろしいんではないかと思っております。

○水野委員 そこで伺いたいのですが、いまおっしゃることとわかるようでもありわからない面があるのですが、たとえば農村地帯なんかで、これから特定局、無集配特定局と簡易局ができるわけなんです。大人口の面からいって、現在特定局の認可の基準があるようでありまして、簡易局のほうはどれくらい人口に対して一局というふうに考えておられるか。

それから、すでに特定局、まあ無集配特定局の網ができております。その局間の距離の問題はどのくらいの距離とすることを考えておられるのか。実はこういふことを言っておかしいのです。私の郷里の千葉県の特定局長さん方の集まりに出たところ、こういう意見が出たのです。要するに、われわれは現在保険とか貯金のノルマを課せられて一生懸命やっております。ここにまた簡易局が入ってきて仲間を奪い合ひをやるのではなはだ迷惑だというふうな意見が一、二散見されたのであります。そういうことについてちょっとお答えを願いたいと思っております。

○竹下政府委員 無集配特定局につきましても、また簡易郵便局につきましても設置基準が定められておりまして、無集配特定局の場合は、もより

の郵便局から二キロメートルで六百戸あれば設置ができる。また簡易郵便局の場合であります。また距離が延びるに従いまして戸数が減じていきまして、最も薄いところで、局間五・五キロメートルに対して百戸、こういう基準が一応設けられております。

したがって、ただいまお尋ねがございましたように、すでに無集配特定局がある、そこに片や簡易郵便局が設置基準に達するところにつくられていくわけでございますから、従来無集配特定局がやっておりました事務量の幾らかは簡易郵便局のほうにいくというところは、これは避けられないことだと思っております。しかしながら、地域住民の方々に対してサービスをよくしていくというねらいが簡易郵便局の設置にあるわけでございまして、要は、いまある無集配特定局の事務量が急激な変化を来すということであれば考慮しなければなりませんけれども、ある程度は、地域住民のサービスという面から考えまして、仕事を分散するということはやむを得ないことかと存じます。

○水野委員 いま郵務局長が、八百メートルだったから大体二百戸単位というふうな一つの基準を言われた。そういう何か距離と戸数の縦、横の表といたしまして、郵政省にあるんですか。あれば、あとでけっこうなんです。この資料を出してもらいたい。

それから、私のいま質問をしたのは農村地帯における無集配特定局と簡易局との関連ですけれども、逆に、少し都市化して今度は人口が稠密なところ、私の県で申し上げますと、東葛飾郡あるいは市川、船橋、こういう稠密地帯になりますと、昔特定局があったところへどんどん団地や何か入って人口がふえてきています。それじゃ、とても特定局じゃ収拾がつかぬ、むしろ直轄の郵便局ですか、それに格上げしてもらって大きくするほうがいいのか、あるいは簡易局をその周辺に、特定局のまわりに、距離と人口との比例があるでしうけれども、幾つかつづつ、もっと窓口サービ

スを円滑にするほうがいいのか、この二つの問題がある。先ほどは人口が過疎地帯、今度は過密地帯には逆の問題が出てくる。その関連について、どういふふうな郵務当局は考えておられるか、伺いたいと思います。

○竹下政府委員 都市に近いところは、いずれ近い将来において都市の中に入ってしまうというところが考えられるわけございまして、その場合には事務量も相当多くなることが予想されますので、将来は無集配特定局を設置するのが当然だと思います。当然と申しますか、そのほうがベターであると考えます。したがって、それまでもちょっと待っていただくか、ということ、あまり長く待つわけにもまいりませんから、一年くらい待っていただいて、無集配特定局をつくるか、あるいは簡易郵便局をつくりまして、数年後に特定局に切りかえるということ、これはその地況によりましては考えてもよからうかと思えます。

簡易郵便局はへんびなところに置くということ原則としておりますから、いまお話がございましたような都市性の非常に強いところにつきましては、原則として無集配特定局でいくと、こういう方針でおるわけでございます。

○水野委員 前の質問でもちょっと触れたんですが、いまちょっとお答えが足りないと思うのです。これは簡易局の問題じゃないけれども、特定局がすでにある。これは集配をやる特定局でけっこうなんです、無集配じゃなくて。これ自身が事務量が非常にふえてまいっておるわけです。特定局で局長以下十何人なんというところもありま

すけれども、それでもすでに郵便物はうまく行かない。私の知っている範囲では、たとえば千葉県の印旛郡に四街道というところがある。最近いろいろ団地がふえてきた。ところが、局長以下大定員がきまっております。郵便物はじゃんじゃんふえるわけですね。特定局を一般局にはなかなか引き上げてもらえない。郵便局には事務職の方と配達の方がいますね。これは何か

職種が違うのか、配達を少し手伝えと言っても手伝わぬ。しょうがないから局長が一生懸命やっているというふうな嘆きも私は聞いているわけですね。こういうことが首都圏なんかの、人口が最近非常にふえてきたところには多いのであります。

そこでこの特定局、いわゆる集配特定局を含めて、これをどう格上げしていくかというふうな基本方針を、もう少し追加して伺いたいわけですね。

○竹下政府委員 四街道のお話が出ましたが……（水野委員「たとえばですよ」と呼ぶ）たとえばございしますが、発展が著しくて、特定局という形において運営がなかなかいけるような局につきましては、これは普通局へ切りかえるということ、これは当然やるべきでございまして、一応の切りかえの基準も用意してございまして。集配特定局につきましては、そのように考えております。

○水野委員 次に問題を移しますが、この簡易局を設置することの一つの利点として、先ほど大臣の提案理由の説明にもございましたが、地方における郵政窓口サービスの普及ということを中心としておられるというところで、外国の郵政の窓口機関というものは、日本と比べてどういふふうにやっているのか。たとえば日本の、今度範囲を拡張しようとする簡易局以下のような仕事もやっているのか。私の聞くとところでは、たとえばばこ

屋でいま切手を売っていますが、切手の売りさばき所みたいなところで、すでに窓口機関のような簡単な仕事をしているという話も聞いております。その点について御説明をいただきたい。

○竹下政府委員 外国の郵便局は、日本と違っています。ほとんど郵便の仕事でございまして、日本ですと貯金やら保険やらの仕事が入りますけれども、したがって、おっしゃいましたように、日本で申しますと売りさばき所にちょっと毛がはえたような形において郵便局があるという姿が非常に多いのでございまして。

いま、その数を申し上げますと、アメリカにおきましては、請負分室分局ということで五千五百局ばかりという小局がございまして、イギリス

におきましても、比例報酬制郵便局というのがございまして二万三千ばかりあるそうです。フランスにおきましても、郵便取扱所と称しますものが五千五百ばかりあるように聞いております。

○水野委員 次に、先ほど私が伺ったこと、この経営上の比較、経営比較ですね、というものを御説明いただきたいと思っております。今度簡易郵便局の受託者の範囲を広げるわけですが、一体、最低どのくらいの収入が保障されているのか。それに、郵便物を取り扱って、どういふふうな歩合制になっているんでしょうか。収入が積み重ねられていくのか。それから、いままでの無集配特定局はどういふふうになっているのか、この二つを比較して御説明をいただきたいと思っております。

○溝呂木政府委員 ただいまの御質問のうち、簡易郵便局と無集配特定局の経営比較という点につきましては御説明をいたしたいと思っております。実は、この経営比較の方法はいろいろ問題点がございますが、一応私の方で試算した数字を申し上げます。と申しますのは、簡易局が相当あります。四十三年度の決算で百九十五局ばかり抽出調査をしたので、それから無集配特定局につきま

しては、それに比較するに適當と思われる一番小さい二人局の無集配特定局を約四十八局ばかり抽出いたしまして、そのそれぞれの一局の平均収支というものを推算してみまして、簡易局のほうは六千四百の赤字、それから二人局のほうは百二十七万一千円の赤字というふうに出ております。そして、その赤字がそれぞれ出たものになる収入と費用の考え方ですが、実は収入というものは、たとえばたて書留を引き受ければ六十円をそのまま収入とするという方法でなしに、その六十円の収入があっても必ずだれかがまたそれを配達しなければならぬという意味で、いわゆる収入配付という方法を私どもはとっておりますが、六十円の書留を引き受けても、その窓口で引き受けた分は、たとえば十六円なら十六円という収入の配付をしております。そういう形でやりました結

果、ただいま申し上げましたように、簡易局については一局平均六千円、二人局につきましては百二十七万一千円というふうになります。

それから支出のほうは、これは後ほど郵務局長から答弁があるかと思いますが、簡易局手数料の算出方法で、基本料、それに郵便、貯金、為替あるいは保険等、それぞれの取り扱い件数に単金をかけたものを取り扱い手数料として支出しておりますが、それを支出として見込んでおります。

○水野委員 簡易局を、いままで市町村自治体の役場なんかには置いたり、あるいは農協、漁協などの協同組合に併置をしてやっていたわけですが、今度これを個人受託の道を開くというのがこの法律の精神だと思っておりますが、さっきの話の前の質問でも触れましたけれども、簡易局をふやすと、無集配特定局の局長さん方は、おれたちはどうも要らなくなるんじゃないかという心配をしているわけですね。無集配特定局は縮小していつて、安上がりな簡易局に切りかえていくのじゃないかという疑問暗鬼を持っているわけなんです。この点について郵務局長から明確なお話を承って、全国の無集配特定局の局長さん方が安心するようにしてほしいと思っております。

○竹下政府委員 御懸念があるようでございしますが、無集配特定局ができるにつきましてはそれぞれ経緯があつて、地元の要望、地況というものを見まして慎重に設置を決定し、今日まで仕事をやってきてもらつておるわけでございます。したがって、従来の郵便局の設置基準を変える予定はございません。したがって、御懸念のような御心配は皆無でございまして。

○水野委員 次に、いまの問題に続きまして、受託者の範囲を広げて個人受託の道を開いてくださるということですが、郵便局をやりたいという、私もだいたい多くの人からそういう希望を聞いておりますけれども、これは少し逆な質問なんです。が、これまで農協や自治体で簡易局を受けてやっておったわけですね。農協には農協の本所だけのよ

うな農協もありますけれども、支所というものもある。大体大きな市なら、農協の中央の事務所があって、それに三つや四つ、あるいは多いところは五つも六つも農協の支所が現にある。それから地方自治体も町村合併で、市が現にある。市の周辺に町村合併をする前の村役場がそのまま出張所という形で残っているところも非常にあります。ですから、こういうところへも努力をなす必要があります。この法案について、野党の方々からもだいたい反対だというお話を聞いておりますけれども、そういう道をもっと努力して拡張していかなければ、現在まだ二千万所ぐらいあるとさっき大臣の提案理由の説明にございましたけれども、その二千万を埋めることができるのじゃないかという、私の素朴な疑問なんです。持っています。おけです。そこへまた個人受託の道を開くということは、何か競争させるような気がしてならないのですけれども、どんなものでしょうか。

○竹下政府委員 お話のように、市町村の役場あるいは協同組合の施設が何らかの形であります。場合によっては委託をお願いする、その努力は今後とも続けたいと思います。私もいままで調査いたしましたところでは、実は要設置数大体二千五百ばかりの中で七割というものは、そういう施設が全然ない、したがって委託する方法もないというところである。ここはもうやむを得ませんから個人の受託でいくより手がない、こういう実情でございます。

○水野委員 先ほどの私の質問でも触れたのですが、外国でもやはりこの郵便業務の個人委託というのを現にやっているのですか。その基準とか、個人委託をする場合、犯罪の経歴のある人に委託することはないでしょうか。そういうことも含めて、どういう資格の人に委託をされているのかというのを伺いたい。

○竹下政府委員 先ほど私、外国における小局運営の実態を数字でもってお話し申し上げましたが、あれは実は全部個人委託という姿において運営されている小局でございます。身分は、公務員

ではございませんけれども、その地域社会においてしっかりした信用を持っておる人を選んでやっているようにございます。

また、運営の形態は、手数料あるいは請負費という形で経費が流れておりますし、作業場はその人の提供に依頼する、こういう形で運営されているようにございます。

○水野委員 新しく個人で委託を受ける場合ですが、設備とかそういうものについて、書留のようないくつかある場合もあるわけですが、大体どういう基準をつくっておられるか、これが一つであります。

それから簡易郵便局について、これまでも郵務局で監督をしておられると思いますが、個人に対して受託範囲を広げるわけで、監督をさらに強化しなくちゃいけないのじゃないかという気もするわけですが、これについてはどうなのか、この二つについて伺いたいと思います。

○竹下政府委員 簡易局の運営に必要な物品の中で、日付印でありますとか、はかりでありますとか、こういう大事なものは郵政省のほうから支給するというところでございます。そのほかの備品類、それから局舎、これは委託を受ける人に提供していただく。それに対しては、手数料の中の基本額というところで見ると、こういう仕組みになっております。

それから、個人委託の場合の監督の強化でございますが、これは個人委託の趣旨が、地元信用を博し得ており、かつ、経済的にも十分の力を持っておる人、いわゆる人格者、こういう人ばかりでな人物を選考いたしまして委託をするというところでございます。個人委託にしまして特に監督を強化しなければならぬという必要性は、いまのところ考えておりません。

○水野委員 もう一つ伺いたいのですが、個人委託をした場合、これは兼業ができるのだが、たとえば荒物屋さんをやっている、店舗のわきをちょっと改造して簡易郵便局をつくる、私がさっき伺ったのはそういうことを伺ったのですが、荒物

屋さんなら荒物屋さんをやっている、そのわきをちょっと一間ばかり改造して簡易郵便局をつくる、その局舎の大体の面積とか、一応書留にしても現金を預かるわけですから、その現金の保管についてどうするか。たとえば一人ですと、局長が荒物屋の店に行っている間に預かっている書留を盗まれたらどうするかというふうな、非常にプリミティブな疑問を感じるのですけれども、そういうことについてどうなのか。

○竹下政府委員 事務量がきわめて少ないということもございまして、いまお話をいたしましたように、荒物屋の一角にそういう事務室をこさえます。そこを簡易郵便局の仕事をする、そういう場合、たばこを売りつ、たばこ屋の店の一角に簡易郵便局の看板を掲げてやる場合、あるいは農家でございまして、農家のお座敷の一部を改造いたしました。そしてそこで簡易郵便局の仕事をする、これはいろいろケースがございまして、と申しますこと

は、簡易郵便局の取り扱い者は同時に別の仕事もやっておる、兼業という形でやっておるという場合が非常に多いわけでございます。これは簡易郵便局の趣旨といえます。性格から見しても、むしろ当然のことであろうと思います。

○水野委員 私の質問に対しては、たまたま現金を預かる場合ですね。現金を預かったりするのだから、簡易局であるうと、郵便局の中にフリーの第三者、フリーでなくとも第三者が入ってきて、かつては郵便物をあけてみて、だれの郵便物を預かっているのかというふうなことはできないことになっておると思うのです。そういうことに対して、一人局であるだけに非常に問題が起りやすいような気がする。これは幾ら資産があつて、その町村における門閥の方がやっても、物理的に、こつちに行っている間にこつちが

あいていれば、お客さんが来て郵便物を頼みますと言ったときに、裏で鶏にえさをやっていたなんというケースが出てくるだろうと思います。そういうことについてどういう監督をしていられるか、こういうことを伺っているわけです。

○竹下政府委員 私の説明がだいたい不十分でございましたが、大事なお金を扱うことが多いので、信書は扱うことが多いわけでございます。扱いにつきましては、十分注意をするように通達はしておりますし、また、金庫を必ず備えつけておかなければいけないということもいっております。

それから、簡易郵便局の実態をいたしまして、事務量はもとより少ないのでございまして、けれども、局舎の管理、物品の監視、管理等につきましては、その人がその場所を離れる場合には、たとえば奥さんであるとかあるいはその店の従業員であるとか、いわば一つの家族ぐるみで申しますか、店ぐるみでございます。そういう大ぜいの人たちで、全部が注意を払ってやっています。というふうな一つのことを私は私どもは予定しておりますし、実際もまたそういうふうな形で運営されておりました。今日まで事故らしいものは起きていないという実情でございます。

○水野委員 そうすると、また私、次の疑問が生まれてくるのですが、奥さんは一人しかいないからいいでしょう。子供さんもないでしょう。しかし、従業員とか何とかいうことになる、郵便業務を扱う人たちの範囲がかなりあいていくな。たとえ局長が局長にならずとも、私がどこかへ出張なりはかの仕事で一日あける際は家内が管理する、夫婦で結婚式や葬式へ行つた際は第三者がやるというふうな順位をきめて、どの範囲の人たちでこの簡易局を守っていくのだというふうなことは、あらかじめ郵政局に届け出るとか何とかがして責任を明確にしておられるのか。そうしていただかなければ困ると思うのですが……。

○竹下政府委員 本人が病気をするとか、やむを得ないことで旅行をするとか、やむを得ない事由で郵政局のほうに届けておく、こういう仕組みにいたしております。

○水野委員 もう一つ疑問があるのですが、個人

受託の道が開かれますと、現在の農協とか自治体の団体契約の大部分が、簡易局がそんなにいいのなら、ひとつ農協でやらなくても——農協でも便利だといわれているところもありまうけれども、めんどくさいといわれているところもあるわけですね。農協のものをやめてしまつて、今度横へ、個人受託に流れていくのではないかと、今度横へ、がある、その辺についてどういう見通しを持っておられるか伺いたい。

○竹下政府委員 大部分の公共団体あるいは農業協同組合等は、従来どおりの形で委託、受託の関係を継続していただけるものと思ひます。また、私どもはそれを期待いたしております。

しかし、市町村あるいは農業協同組合等におきましては、いろいろ内部の御事情もございまして、うから、そういう場合には個人に切りかえられていく、そういうケースも、これは正確に予想はつきかねますけれども、かなりあるのではないかと、思ひます。

○水野委員 次に、簡易郵便局の取り扱い手数料について伺いたいと思ひます。最近の全国の簡易郵便局で、最高大体どのくらいの収入があつたか、あるいは最低の場合、全国平均、それぞれ月額でどのくらいの収入を得ておられるかというのを伺いたい。これが第一点です。

それから、その取り扱い手数料の算出基準というのはどうなっているか、参考までに伺いたい。

○竹下政府委員 昭和四十三年の実情を申し上げます。

最高の手数料額、月額でございまして、九万八千九百九十六円ということになっております。最低は、これは郵便貯金を扱う局とそうでない局によつて違ひますが、郵便貯金を扱う局におきましては月額一万三千五百三十三円、郵便貯金を扱わない局におきましては九千八百五十八円ということになっております。平均いたしまして、貯金を扱う局は月額二万四千九百四十九円、郵便貯金を扱わない局は一万一千三百二円ということでございます。一口に簡易郵便局と申しましても、事

務量が多いところと少ないところと相当大きい幅があるわけでございます。

次に、取り扱い手数料の算出基準でございますが、取り扱い手数料の中には、一定の基本額と、取り扱い件数に応じて支払いますところの取り扱い料と、現金出納手当、募集手当相当分による加算額と、この三本立てになっております。

そのことを若干説明申し上げますならば、基本額と申しますものの中には、建物の賃料、什器類、備品類の費用、つまり物件費でございますが、その償却費と、毎日使用しておりますところの光熱水道料等の維持費相当部分、それと人件費が含まれております。その人件費は、郵政省職員給与ベースに基づく手間賃でございます。第二番目の取り扱い料でございますが、これは一件当たりの定額単価をきめておきまして、取り扱い数量に応じて支払うものでございまして、たとえば郵便の場合ですと、一件の取り扱い料が十三円、郵便貯金の場合ですと、一件につきまして二十一円の単価がきめられておきまして、取り扱いの件数に応じて支払うということでございます。それから第三の加算額は、取り扱い金額高に応じて支払いますところの現金出納手当相当分、それと貯金、保険の契約をとりました場合の募集手当の相当分でございます。

○水野委員 事務的にいろいろの問題を伺ひましたけれども、最後にひとつ事務次官からお答えをいただきたいのです。

先ほど来私がいろいろな角度から伺ひましたように、いまのような御説明は、おそらく全国の特定局長さん方は十分わかつておられると思うのです。わかつておられながら、やはり先ほど申し上げたように、無集配特定局の局長さんあたりは、この簡易局の個人受託の出現を、内心やそれをなしているという傾向は見のがせないと思ひます。ですから、これについては今後設置の際に非常に慎重に、既設の特定局の利害関係を参酌してやっていたきたい。もともと過疎地帯になつて人口は減つておるわけでありまして、保

険とか貯金の業務というものはどうしても伸びない、伸び悩んでおるような事態からいつても、慎重にやっていたきたいわけですが、これも、こういうことについて、事務次官の御所長からの御意見を承らしていただきたいと思ひます。

○小淵政府委員 この問題につきましては、たしかこの法案が前国会におきまして衆議院を通過いたしました段階におきまして、附帯決議が付けられた経緯もございまして、ただいまの水野委員の御指摘もあわせ考えまして、特定局がいままで果たしてきた役割りを十二分に考え、簡易局の個人受託が許されることになりました、お互いの職分を侵略するようなことのないように、十分配慮してこの法律を運用していきたい、こう考えております。

○水野委員 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○金子委員 阿部未喜男君。

○阿部委員 大臣があとで出席されるそうです、人事局長もまだお見えになっていません。したがって私、さしむき事務的な問題について、経理局長にちょっと伺ひたいのです。

先ほど御説明の中で、一局当たり簡易局の場合には月額六千円とかの欠損だというお話がございましたが、ずばり言つて、五千局の簡易局を置いた場合に、郵政予算での収支は年間どういう赤字の累計になりますか、ちょっとお知らせ願ひたい。

○溝呂木政府委員 先ほど答弁いたしました中で、簡易局が一局平均六千円の赤字と申し上げましたが、そのときにも若干御説明いたしましたように、一応郵便局収支という場合には、これは擬制的な収入——先ほど申しましたように、取り扱いの手数に依じた収入の配付という形をいたしておきまして、それから支出のほうも、郵便に依つては先ほど言ひましたような手数料ですが、たとえば貯金などになりますと、先ほどは申しませんが、利率をかけて、それを収入と見込むというよ

うな形をとつた上での六千円でございますので、今度は、郵政事業特別会計のいわゆるずばりといった収入支出というふうには当てはめられない、ちよつと不適当なのではないかと、感じがいたします。

そういう不適当な面がございまして、一局六千円というものは、これは私どもの推定の年間の赤字でありますので、その六千円に五千局ですと、五千局をかけた数字が、そういう意味の赤字といふことになりまして、しかし、それはあくまでも擬制的な数字でありますので、そのまま郵政事業特別会計の赤字になるかということになりますと、ちよつと違うのではないかと、感じがいたします。

○阿部委員 ところで、実は経理局長の計算のしかたについてもう一つ伺ひたいのですが、この月額手数料の予算額は、昭和四十五年度においては、大体月額一局当たり二万八千三百五十七円、こういう手数料が支払われるという予算になつておるようであります。郵便事業とか貯金、為替というふうな事業は、そこに簡易局がない場合には、一体どういふ状況を呈していくのでしょうか。たとえば書留郵便物は、そこに簡易局がなければ特定局に持つていく。そうならば、郵政事業全体の収支の面から見た場合に、簡易局がないからといって郵便事業収入はそれほど減らないのではないかと、そういう気もするわけですが、その点は、どういふ計算の仕組みになつておるわけですか。

○溝呂木政府委員 簡易局関係についての郵政事業特別会計面での支出の面は、結局、先ほど郵便局長から答弁いたしましたように、簡易郵便局手数料というもののだけが支出になっております。そこでいまお尋ねの、簡易局がなくとも郵政事業のうちの郵便の収入に影響がないのではないかと、いうお尋ねだと思ひますが、なるほど簡易局の扱つておりますうちの郵便だけを見ますと、私どもの調査によれば、結局書留とか速達、それから小包というものが簡易局に持ち込まれて、あとは

切手売りさばきの手数料という形でその窓口の機能を営んでいるということになるかと思ひます。したがって、切手売りの売りさばき分については、切手売りさばき所と同等の機能が別にあればよろしいかと思ひますが、他の書留、速達——まあ速達はちよつと問題があるかと思ひますが、書留、小包、そういうものにつきましても、やはり簡易局がありませんと、その地域住民の方はそのものを出せない。しかし、いかなる事由によつても出さないかということになれば、遠いところを不便であつても、必ず別の郵便局にそれだけの書留なり小包を差し出しにいくという面に立てば、おっしゃいますように、収入面においては簡易局がなくともイコールであつて、取り扱いは手数料分だけ増。もつとも、これも郵便局で扱えばそれだけのコストがかかりますので、そのコスト面からいふと、非常に採算の合うような郵便局で扱う場合は、能率の向上という形で吸収されたいと思ひますが、まあその大きな差はないと思ひますが、一応その支出はなくて済むということになるかと思ひます。

○阿部(末)委員 これは答弁は要りませんが、やはり私が申し上げましたように、郵便事業あるいは為替、貯金等にしましても、そこに簡易局があるから郵政の収入がふえるのではなく、簡易局がなくても、大体それを利用する方は幾らか不便を忍んでもやはり利用される。とすれば、簡易局の収支というものについてはもう少し変わった方法の計算が用いられなければならないのではないかと、私はそういう気がしますが、これは参考までに聞いておいてもらいたいと思ひます。

この簡易局法の一部を改正するその理由といたしまして、郵政事業の役務をへんびな地方にまで広めて利用者の利便を増進する、こういう骨子になつておりますし、郵政省が利用者にあまねくサービスを提供しようとするその努力には、私は心から敬意を表します。しかし、今日簡易郵便局を増設することだけが、利用者に対するサービス

の向上なり提供のゆえんであらうかと考えますと、そも思えないのでございます。

先般の一般質問の際にも申し上げましたが、いま郵便物の滞留、遅配という問題が全国的に起つております。この郵便物の遅配や滞留を解消していただく迅速、正確にお届けをする、そのことの方が、私は簡易局の増設よりも先に解決をしなければならぬという気がいたしますが、それらの郵便物の滞留ないしは遅配等の問題について、いまいち具体的にどういう措置をおとりになつておられるか、これは郵務局長のほうにひとつ伺ひたいと思ひます。

○竹下政府委員 簡易郵便局をへんびなところに設ける問題と遅配の解消策というものは、全く異質のものであらうと思ひます。簡易郵便局のほうはいわば過疎対策でありまして、窓口をへんびなところにかいては広めていくかということでございます。

一方、郵便業務の運行の問題でございますが、今日問題になつておりますのは、いわゆる都会、過密地帯における郵便の遅配問題でございます。これにつきましては、御指摘のようにきつめて大事な問題でございますので、毎日努力を傾けておるわけでございますが、実態を申し上げますと、二月、三月の今日までは、業務運行は全体としてはわりかた順調にまいつてきております。これは物数が比較的少ない時期であるし、三六協定も結ばれたということでございます。送達の実情をながめるとさう悪くない。もつとも、本日から三六協定が切れてしまつて、それに付随していろいろなことが起きてきますれば、郵便の流れが乱れるということになりますけれども、今日までのところはまずまずであります。

ただ、全体的にはまずまずの成績でございますけれども、一部の地域あるいは一部の局舎をながめて見ました場合には、それぞれの理由があるわけでございますけれども、遅配、滞留という現象は残念ながら、また申しわけないことながらある

わけでございます。これにつきましては、私ども、郵政局あるいはその郵便局の責任者が、正常運行に引き戻すべく懸命に努力をいたしておる実情であります。

○阿部(末)委員 実は、先般の質問の際にも大臣が、この所管事項の説明の中で、若干の郵便局で、一部の者の扇動による職場秩序の混乱等によつて郵便の滞留が生じておる、こういった大臣の御説明がありましたので、私、質問いたしましたところ、大臣の真意は、郵便物の滞留や遅配は、労働力の不足やあるいは過密現象に対する十分な定員の配置等の関係もあつて、それらもまた原因であるというふうに大臣もお答えになりました。

そしてその結果、この滞留郵便物ないしは遅配を解消するためには、実はこれまた所管事項の説明の中で、人事管理、労務管理を最重点とするというふうに述べられましたけれども、これも私の質問に対して、これはあくまでも具体的には職員間の協力を得て、話し合いによつて解決していただきたいのだ、こう大臣もお話しになつたわけでございます。

ところが、聞くところによると、全通という労働組合のほうからも、そうした郵便の遅配や滞留の解消、あるいは今後の郵政事業の展望等について十分話し合いを進めて、国民の信頼を得る郵政事業にしたいといふことで、再三にわたつて申し入れをいたして話し合いをやつておりますけれども、どうも郵政本省のほうにそれだけのお気持ちがないのか、または必ずしも下部のほうでそういう気持ちがないのか、なかなか話が進展しないために、いま郵務局長のお話のように、本日から時間外労働協約が時間切れになつて、また前のような郵便の滞留が生ずるおそれがあるやに聞き及んでおります。

何でも地方の下部といひますか、管理者の方々の中では、郵政省が何と言つても、おれも男だ、おれがやるなどと言つて、郵政省の方針に従わぬのか、従う意思がないのか、その辺は明らかで

ありませんが、そういうことを公言してはばからぬ下部の管理者がおるやに聞いておりますが、そういうことでは大臣の意圖するところともそごしてきますし、そういう点で一体この事実があるかどうか。またそういうことがあるとすれば、どういう措置をおとりになつて、職員の協力を得て、話し合いによつてこの事態を切り抜けていきたいというお気持ちとどういうふうにマッチさせていくのか、お考えを承りたいと思ひます。

○中田政府委員 郵政事業の運営に、労使関係の安定が大きな要素をなしておるということは、もう申し上げるまでもないわけでございます。そういう点から、郵政省といたしましては、労使関係の円満な維持ということに大きな配意をして対処しておるということでございます。これは中央、地方を問わずそういうことで進めていくというところで処理しておるつもりでございます。

ただいま御指摘のように、地方においてあるいは中央においてそういう面に欠ける点があるのかないのかということでございますが、中央においては常に意思の疎通を重ね、話し合いの団交を重ねて、これを全通本部も十分認めておるところでございます。まして、格別問題はないというふうに思ひます。

いろいろ地方のほうで問題があるのではないかと、いふふうな御指摘、あるいは労働組合もそのようなことを提示することがあります。しかし、先ほど御指摘のように、地方の管理者が地方は地方で行なう、中央のきめたことにとらわれないというふうなことを公言しておるというふうなことは、私も承知しておらないのでございます。また、万が一そういうことがございますれば、これは中央の方針に従つて行動するように、十分指導を重ねたいというふうに思ひますのでございます。

○阿部(末)委員 いまお話しのように、郵政本省関係と組合の中央本部の間では、かなりパイプが通じておるといひますか、そういうふうには私も承つております。ただ、郵政本省と組合の中央本部ですか、その話し合いをしたことが、下部の管

理者という方々の間にまで十分浸透をして、全くお互いに意思の疎通をはかって、そのないような話し合いが進められておるかという点、必ずしもそうではなくて、最近では、何かいまの局長のお話とはうらはらに、最近に至って団体交渉等を拒否する、そのためにかえって混乱が生じておるというようなことも聞いております。たとえば、名古屋の郵政局管内あたりではそういう問題が顕著に起こっているやに聞き及んでおりますが、どういふふうに把握しておられますか。

○中田政府委員 関係の労働組合のほうで申しますのは、最近組合無視、団体交渉の傾向が地方にあらわれておるということでございますけれども、それでは一体組合無視あるいは団体交渉否認というふうな中身は何であるのか、それを提示してもらいたい、抽象的に団体交渉否認、組合無視というふうなことで論議しても事が進まないから、具体的に提示してもらいたい、そういう具体的事実を即して、もし問題があるとすれば、そういう事実柄を是正していくのではないかとこのようにしておるのでございます。

ところで、名古屋の場合には、これはもう少し意思疎通を、具体的に事例を示してもらわないとわれわれのほうもはつきりしない面があるものであります。ごく大ざっぱに申しますと、名古屋地方では、従来非常に幅広く話し合いが持たれておった、最近はその幅が若干狭くなった、そこを組合のほうでは団体交渉の否認というふうに見ておるようでありまして、当局側とすれば、これは団交のルールに従って団体交渉、話し合い事項、そういう事項別に整理して一つのルールに従ってやっていく、他の地方並み、他の郵政局並みの方法で処理をしていくということを当局側が目ざしておる。それに対して組合側のほうで、従来と比べるとそういう面が狭まってきたというふうなことでトラブルがあるやに聞くわけでありまして、そういう事実につきましても、中央において事の本质に照らしてどうであろうかということ議論しながら改善をはかっていくべきではなからうかというふうなことで、われわれといたしましては関係の組合に、いろいろわれわれの見解を示しておるところでございます。

○阿部(未)委員 ほんとうに郵政当局が利用者へのサービスを考えて、どのようなことがあるかと、この郵便の遅配や滞留等について解消していかなければならないという誠意があるのならば、実は、本日から全国的に組合側のほうで時間外労働を拒否して、郵便の遅配、滞留を生むような事態には立ち至らなかつたのではないかと。あまりにも形式にこだわら過ぎて、そのためにかえって国民の皆さんに迷惑を及ぼしているというのが今日の実情ではないかという気が、私はするわけでございます。

いま局長は、具体的にどういふふうなことを、個々の問題をというふうなお話がありましたので、私ひとつ参考までにいまから、こういう実態だということを申し上げますので、お聞き取り願いたいと思います。

私がいま住んでおります杉並の郵便局の関係でございまして、この局に小緑さんという五十歳をこえた婦人の方が保険の事業の外勤に携わっております。この方は昭和二十三年に郵政内部に入られて、昭和三十一年に杉並の局のほうに転勤をしてこられたのですけれども、昭和三十八年以降、募集が非常に多いので、募集をする専門家といえますか、募集事務という仕事を保険の外勤でやりになっておったのでござい

ます。この方が、職員との組合が二つに分かれたときに、第二組合の全郵政というほうに加入をされたのだそうでございますが、その間はずっと募集のほうの専務で働きのなつた。不幸なことにこの方はかねて足が非常に弱くて悪かつたわけでございますが、まず募集の専務ならば、自分で計画を立てて自分で思うように動ける、そういう仕事があつたので、実は自転車にも乗れないのだそうですけれども、一生懸命専務の仕事をやつて、少

なくともことしの一月までは杉並の郵便局の保険の中で、一番最高の募集の成績をおあげになっておるようでございます。

その方が、私の聞くところでは、今年の一月二十四日に全郵政という第二組合を脱退して、全通という第一組合のほうに復帰をいたしましたところ、二月一日付をもってその募集の専務をはずして、集金のほうの仕事をしたという事になったんだそうでございます。だれが見てもこれは少し差別扱いではないか、こう感ずるのには、これはひがみか何かありませんか、第一組合にしてみればそう感ずると思ひます。

さてそこで、からだが悪くて自転車にも乗れないのに、集金のほうの専門になつて非常に広い範囲を回らなければならぬので、足が非常に痛んできたそうでございます。それで足が痛んできましたので、付近の病院に行つて見てもらいましたところ、これはなかなかむずかしい名前ですが、要するに足が非常に弱つておる、しかも軟骨ができかかつておるような病状にあるから、注意をしなければいけないという診断書をくれたのだそうです。

そこで、上司に相談をして勤務の変更を何かしてもらえぬだろうかということをお願いしたそうでございます。しかし、それだけでは安心がなりませんので、さらに部内の医療機関である通信病院のほうにもおいでになりまして診察をしてもらいましたところ、通信病院のほうの医師も全くその地方病院の先生と同じ見立てをいたしまして、確かにこれは足が非常に弱つて遠道を歩くのは困難なような状況だ、できることならば勤務がえでもしてもらつたらいいのじゃないでしょうか、したがつておたくの上司の方と一緒に一べんお見えになりませんか、こういうことを通信病院の先生が親切におっしゃつてくださったそうでございます。小緑さんはそれを聞いて上司の、課長さんでしようが、課長さんに、通信病院でどういふお話がありましたので一緒に行っていただかせんかということをお願いしたところが、何でおれ

病院に行かねばならぬか、いままでおれが一緒に病院に行つたこと一べんもないのだというけんもほろろのあいさつだったそうでございます。

ところが、その夜になりまして電話がかつてきまして、事情が変わつたので私が一緒に通信病院に行くことにしますと、これは課長代理だそうでございますけれども、課長代理から電話があつて、そういうことになりました。その翌日一緒に通信病院にまたお伺いしたところが、前に見ていただいたお医者さんとは違う医師が診察をして、そしてこの足のレントゲン写真を見ながら、あなたの足はこればかりは足だ、まさに若い者の足と一緒に言うわけです。からだはとも悪くない、ここが悪いのでしようと言つて腰の辺を押えるのだそうです。いやここは痛くない。いやここが痛いはずだ、あなたは早く入院をして手術をしなければいけません、足は弱つて、向こう一か月間はまず入院して手術しなければいけません、こういう診察が下されたのでござい

ます。それでおかしいことに、前に地方の病院でかつたときの診断書を、何とかいうむずかしい名前ですが、要するに足が非常にいたんでおるという診断書を、杉並の局の課長さんがまたその地方病院へ行つて診断書を取りかえて帰つておる。坐骨神経痛という診断書に、前に一べん診断を受けて出した診断書が取りかえられておるという事実が起つておる。通信病院のほうでも、前の医師の診断とあとの医師の診断は全然変わつておる。まさに奇々怪々といわなければなりません。そのいづれにも、管理者である課長であるとか課長代理が介在をしておるという点については、間違ひのない事実でございます。そこで、最高権威といわれる東大病院のほうに診察を求めたそうでございます。その診断書の結果を見ますと、これはまた当初地方病院の医師が診断したように、当初通信病院の先生が診断をされたと同じように、足に軟骨がでるような症状になつておる、しかし、それは入院をして手術しなければならぬようなものではない、これは勤務を軽減してもらえばや

るような症状です、こういうふうに言われたというのが結末でございます。

さて、私も考えて、権力が医療機関にまで出ていって、診察をやらせてみたり、診断書を取りかえさせてみたり、そういうことまでやっておったのでは、職員と管理者の心が、組合との話し合いが前進ができればいいと思うのでございます。おそらく人事局長はこういう事実についてお知らせいたしますけれども、これは一つの例でございます。

そのほか、杉並のほうで申し上げますならば、もつとほかはまだたくさんいろいろあるようでございまして。新聞にも出ておったようですが、たとえば昨年の十一月の十三日には、加藤君という職員が組合の大会に出てメモをとったところから、庶務課長からそのメモを取り上げられてぶんなぐられて、右肩のほうを打撲傷を負って一週間の加療をしなければならぬような状態も起こっておるやに聞いております。

また安本君というのが、一月十三日ですけれども、どうにも頭痛がして困るのでもうと休ませてもらえませんかとか申し出たところが、いや休息は認められないというので休息を認めたらえなところ、時間外になって医者に行つて見てもらったところ、これはかっけ神経症だというふうな診断が下されております。そこで休んだところが、その家まで押しかけてきて、管理者が出動しなければ処分をするぞという業務命令を出す、そういう事実もあるようでございます。

さらにまた柳田君、これはちよつと問題があつたに大きくなりますが、社労の委員会でも問題になったそうですが、団結の象徴である腕章を着いておったところが、その左手をねじ上げられて管理者と一緒に腕章をもぎ取った。これは非常に問題になる点かと思ひます。

そういうようなことが職場で起こつておつて、どうして信頼関係が確立をするのか、どうして話し合いが進むのか、そういう実態を本省は一体どういうふう把握され、どう対処されて、今日国

民から失われつつある郵政事業の信頼を取り返そうとされておられるのか。とりわけ大臣の言われる、あくまでも話し合いで、職員の協力を求めて郵政事業の運行をはかりたいというお気持ちとはまことにうらはらのものであるといわなければならぬと、その辺についてひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○中田政府委員 たいだいま数項目について事実をお示しいただいたわけでございますが、最初の事柄につきましては、私、初めて伺うわけでございまして、十分調査して対処したいと思ひます。この事柄は、労使関係とかそういう事柄以前の問題でありまして、はたしてそういうことであるかどうか、十分調査したいと存するのでござい

ます。第二、第三、第四、いろいろお示しになりましたけれども、これは私も報告を受けておりますのは、ただいまお示しのようなことと少しずつ食い違ひがございまして。たとえば腕章を取つたというふうな事柄につきまして、腕をねじ上げて取つたというふうなお示しがありましたが、私はなしに、腕章を取るようにと再三命じて、その後静かに——静かというとは何ですが、格別のトラブルもなく腕章を管理者の手で取つたという事実はあつたというふうに承知してあります。

それから、病気の場合作の処理でございますが、これはその時点においていろいろトラブルがあつたのかわかりませんが、当局側といたしますと、それまでの職員のいろいろの勤務態度から、どうも病気でないのではありませんかというふうなことで、病気でないのあればひとつ働いてくれるようにというふうな立場から、いろいろ当局側の考えを述べるといふようなことは、これは間々あることであるわけでございます。最後の時点だけをつかまえますと、いかに非情のように聞こえる場合がございしますが、ずつと毎日毎日職場でその職員の仕事を監督しておる者の目から見ると、大体これはほんとうに病気のなか病気でない

のか、およそ見当がつくというふうな考え方から、注意する、意見を述べるといふようなことがあるというところでございしますが、もちろんその場合でも、ほんとうに病気のいうような場合には、そういったことに基づいて処理しなければならぬことは当然でございします。

そういうことで、これはもちろん大臣の言明のとおり、職員に対するあたたい心の思いやりということが大前提であるわけでありまして、同時に監督者といひましては、一日の仕事運営するために、職員にも守るべき規律は守ってもらわなければならぬというふうなことで、職員から見れば、場合によつて強く見えるような言動もあるかと思ひますが、そういう面は、やはり具体的事実によつて是正をすべきものは是正をしていくというところでなければならぬというふうに思ふのでございします。

〔委員長退席、内海(英)委員長代理着席〕

○阿部(未)委員 個々の事例については、それぞれ調査の段階でいろいろ問題もあらうかと思ひます。しかし、先般の一般質問でも私、大臣に申し上げましたように、いま郵政事業の中に流れておる職員と管理者の間の異和感と申ししようが、不信感と申ししようが、そういうものは局長、おおうべくもない事実でございします。ほんとうに郵政事業の将来をお考えになるのならば、もう少し職員の立場を理解をし、職員との話し合いを真剣に進めるといふ態度がない限り——いま下部の管理者は、業務能力はなくてもいいのです。労務管理といひましようか、組合を押しつけ切らば、組合とけんかをしかける、そういう管理者ならば、組合でも何でも兼ねて、ほんとうに職員の協力を得て業務をうまく回していこうとする管理者は、常に左遷をされていく。そういう実態が、人事の面で管理者の中の差別人事となり、またそれがひいては職員の中にその人事が及んでおりますが、こういうお話を局長は聞かしてよろしいか。大阪のある普通郵便局で、何か年が明けると局長には慰労金ですか手当てですか金一封が出るのだ

そうでございますけれども、その手当が、同じような局幅で同じような取り扱いをなさつておる二つの郵便局で、甲の郵便局の局長は年賀郵便の排送も万全に行なつた、貯金、保険等の成績もきわめて優秀であつた、乙のほうの郵便局の局長は年賀郵便の排送も九〇％程度であつた、貯金、保険の成績も必ずしも好ましくない、郵政局に行つて金一封の慰労金ですか何かを受け取つた、たぶん成績のいい局長のほうが多いだらうと思つてあけてみたところが、成績のいいほうの局長のほうも慰労金は、成績の悪いほうの局長の慰労金よりも五万円少なかった。なぜこういうことになるのかというので、成績のいい局長のほうに郵政局に何つたところが、残念ながら、成績のいい局長には第二組合がないではないか、成績の悪い局長には第二組合があるので、その労をねぎらつて慰労金が多いのだ、こういうことを郵政局が言つたということをお示ししておるのですが、これはうわさです。それから真偽のほどは明らかでございしません。しかし、そういう風潮が支配しておるという現実については、真剣に考へてもらわなければならぬと思ひます。

まだいろいろそのほか小さい問題がございしますが、私が念願するところは、一日も早く大臣の意図するところの話し合いによる職員の協力を求めたい、それが私の念願であることとをぜひひとつお聞きとどめ願ひたいと思ひます。

次に、簡易郵便局の關係にからましてお伺ひしたいのでございます。簡易郵便局法の十條によりますと、この委託事務の取り扱いにあつては、当然のことですが、郵便法、郵便貯金法、郵便為替法や郵便振替法等、こういう關係の事業法が適用される、こういうふうな定められております。したがつて、これは郵政省の機關による取り扱いとみなすのだ、こうきめられて、十一條では、個人たる受託者を含めて法令により公務に従事する者とみなすのだ、こういうふうなきめられております。ところが、同じ十一條の二項では、

国家公務員法の規定は適用されませんが、こうなっておりますが、これは間違いないです。

そこで、ひとつお伺いをしたいのですけれども、まず郵便法には、御承知のように法第七十九条の二項、法第八十条二項、第八十三条の二項等の郵便事業の取り扱いにかかる刑事罰というものが定められておられるに思われます。したがって、まず第一点は、この十條並びに十一條の関連と郵便法の刑事罰との、特にそれに携わる職員が行なった場合の刑事罰との関連について、同じようなものが適用されるのか、郵便法上の刑事罰は個人たる職員にはないか、この辺についてまずお伺いしたいわけです。

○竹下政府委員 簡易郵便局におきまして委託事務に従事する者は、簡易郵便局法第十一条によりまして、この公務の執行にあたりましては「公務に従事する者」とみなす。という表現でございまして、いわゆる法令公務員というわけではございませぬ。ただし、これは仕事をする場合において公務員と見るといわけでありまして、二六時中公務員である、こういう意味合いではございませぬ。また、御指摘の郵便法七十九條等に規定してありますところのいろいろな案件は、この郵便を取り扱う者についての規制でございまして、これは簡易郵便局の場合、事務を取り扱う当務者は当然、郵便法の七十九條そのほかいろいろな規定があると思ひますが、その適用を受ける、こういうふうな考えです。

○阿部(未)委員 それでは、引き続きお伺いをしたいのでございますけれども、公務に携わっておられる間は当然この適用を受けるのだというように伺いましたが、郵政省では当然国家公務員法が職員に適用されまして、そして郵政省職員懲戒処分規程ですが、さらにそれをふえんと申しましようか、何と申しましようか、標準が定められておるようでございます。その標準によりまして、たとえ郵便物を成規に取り扱わなかった者は、一年以下の減給または戒告にすることができ、こ

れは一例ですが、こういうふうないわゆる行政罰が、行政上の処分が定められておるわけではございませぬ。この行政上の処分を、簡易郵便局の受託者は受けるものか免れるものか、この辺をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○竹下政府委員 行政罰といいますが、そういうものの適用を簡易郵便局の受託者について適用するかというお尋ねでございしますが、そこまでは考へておりませぬ。そういうことがないように平素から注意をいたしますのと、もしそういう事例がどうしても直らないということがありました場合には契約を解除する、こういう方法でいくべきではなからうか、かように考へております。

○阿部(未)委員 局長にさつきお答えいただいたのですが、それは私は少し機械的なお答えではないかという気がするのでございませぬ。たとえば、同じように郵便物を取り扱い、その取り扱いが公務によるものだとみなされた取り扱いをしておるのに、しかも悪質なものではない過失が起った。たとえば、さつき私が申し上げました七十九條の二項にしましようか。——どこか簡単なものがありましたね、非常に簡単な郵便物の取り扱いを怠ったというふうな場合の手続上の行き違い、これについて標準が定められて、この者は戒告にするとか、この者はこうするとういうようなことが定められておる。同じように郵便物を取り扱い、公務によって行なつた、かように見られておるながら、片方については郵政職員なるがゆえに行政罰を受ける、片方はそれを免れるとすると、憲法十四条にいうところの法の前に平等であるという規定は、一体どういふふうな理解をされるのでございませうか。

○竹下政府委員 たとえば、郵便法八十条には「信書の秘密を侵す罪」という条文がございませぬが、簡易郵便局の事務取り扱い者も当然この規定を受ける、信書の秘密を侵してはいけないという規制を受けるわけではございまして、もしこの信書の秘密を侵したという事例がありました場合には、同条第二項でもって罰則の適用を受ける、処

罰を受ける、こういうふうな考えです。したがって、郵便法の前では、郵便局の職員も簡易局の事務取り扱い者も平等であるというわけでありまして、これは先ほど申しましたように、公務の執行については公務員とみなすという条項の精神、趣旨でございませぬ。

ただし、先ほど申し述べましたような行政処分の対象にするかどうかにつきましては、この方々は身分は公務員ではございませぬから、つまり郵政職員ではございませぬから、郵政大臣が身分上の監督者として行ないますところの行政処分というものはその対象にならない。これは、簡易郵便局制度のたてまえからしてやむを得ないことだと存じます。

○阿部(未)委員 もう一度お伺いしますが、この法第十条は、あくまでも郵政省の機関による取り扱いだとみなしておるわけではございませぬ。そして法第十一条のほうでは、法令により公務に従事する者となすのだ。したがって、いまおっしゃるように刑法上では同じ処罰を受けるのに、さらに片方は同じ仕事をしておりながら加えて行政処分を受ける、同じ仕事をしておりながら片方は行政処分を免れるとするならば、私は法制上非常に問題があると思ひます。憲法の十四条にいうところの法のものと平等であるという精神がここでこわされてくるような気がします。なぜ同じ取り扱いをしておりながら、しかも公務とみなす仕事をしておりながら、同じ取り扱いの中で片方は二つの処分を受け、片方は一つだけの処分で済まされるのか。これは私は法制上非常に問題があるような気がしますが、どうお考えですか。

○竹下政府委員 繰り返しになりますが、郵便法八十条あるいは七十九條等の規定に明らかでございませぬように、法の前に平等でございませぬ。簡易郵便局の受託者といえども郵便局の職員と同じような適用を、この郵便法においては受けるわけではございませぬので平等でございませぬ。ただ、片方の行政処分ということになりますと、これはたてまえが事務委託ということによって簡易

郵便局の運営をやっているというところを出発点としております。したがって、取り扱い者の身分は郵便局の職員とは違ふものであるというたてまえになっておるわけでありまして、御承知のように、行政処分は郵政大臣が統率し監督するところの職員に対する一つの身分権といひますか、身分についての処分権というわけでありまして、その対象はあくまでも自分が管理するところの職員に限る、それ以外の者に行政処分権を広げることには適当でない、かように存じます。

○阿部(未)委員 たいへん苦しい答弁のようですが、実はこれはしたくても現行法上できないということでしょう。委託者は大臣の任命するあれでないから、公務員という身分がないからできない。しかし、それは国家公務員法上局長のおっしゃるような問題はあつても、原則的にそれが勤務時間中は公務によるものとみなしておるのですから、同じ公務による仕事をしておりながら、片方は行政処分と刑事罰を受ける、片方は刑事罰だけで行政処分は受けないとするならば、これは非常に片寄つた取り扱いだと思ひます。これは非常に論争になりますからこの辺でやめておきたいと思ひます。

大臣お見えでございませぬから、次の問題についてお伺いいたします。実は大臣もお聞きになったと思ひますが、先般の一般質問の際に大臣から、今日の郵政事業を国民のための郵政事業にするためには、あくまでも職員の協力を得、話し合いによって打開していきたい、こういうお気持ちの披露がありましたことを基本に置きまして、先ほど来事務当局のほうにもいろいろお願いをした経緯もございませぬので、その点につきましては、これからもぜひひとつ大臣のほうで十分な御指導をお願いしたいと思います。その節に、大臣何かこういうことをちょっと漏らされました。一部われわれの関係といひますか、全通の出身の国会議員等とも話し合つて、そこら辺に糸口もというふうなお話もちつと私は承つたので、非常に意を強くしているわけではございませぬが、なるべく早い時期にそ

ういう方法を講じていただくことをお願いしたいと思ひます。

さて、簡易局法案に若干関連があるわけですが、冒頭申し上げたように、膨大な赤字を出して簡易郵便局を増設するだけがサービスではないじゃないかというのを私、申し上げたわけですが、特に郵便料金の問題等はこれを値上げしない、いまのまま据え置くという事は、これまた利用者への非常に大きなサービスの一つだといふふうに私は考えるわけでございますし、その点については、各党からもそういう御意見がすでに述べられたところでございまして、去る三月十八日の当委員会におきまして質問に対して、大臣は、郵政予算は百三十二億余りの赤字予算である、これを解消するためには三つの方法がある、一つは借り入れだ、しかしこれはあとで返さなければならぬ、二つ目が料金の改定だ、三つ目が一般会計からの繰り入れだ、そのいずれをとるかについては、いろいろアクセントの関係はあるけれども、検討中であると大臣はおっしゃったと思ひますが、間違ひございませんね。

ところが、奇怪なことに三月の十七日、私どもがこの委員会で御質問申し上げた前日ですけれども、三月の十七日に、事務次官が全通との交渉におきまして、来年度は郵便料金の値上げをせざるを得ない、来年度は郵便料金の値上げをせざるを得ないので、その前に、現在遅配等のある局の問題を片づけておかねばならぬのだ、こういうふうにおっしゃっておられるんですけれども、事務次官は郵便料金の値上げをせざるを得ないとおっしゃるし、大臣は検討されているとおっしゃいます、これは大臣のお気持ちとも違うようでございます。結局、郵政省は少し国会軽視という問題にもつながるのではないかと私は思ひますので、この点についてぜひ大臣のお考えをただしたいと思ひます。

○井出国務大臣 いま料金問題について三つの方法云々という事は、私この席で申し上げたとおりでございます、何としてもその前提となりま

すものは企業努力で、職場で働く各位もまた管理者もそれに全力を傾倒しなければならぬと思ひます。そうしてなおかついたしたくない場合というふうなことで三つ例示をいたしたわけでございますが、これはあくまで検討中でございます。

したがひまして、私の信頼する事務次官が、その勇み足のようなことは言うはずはないだろうと思ひますのでございまして、あるいは受け取られる方のほうで少しアクセントを強くおとりになったのかどうか知りませんが、方向は、私の考えているとおりで省内は統一されている、かようにひとつ御了解をお願いとうございします。

○阿部(末)委員 大臣のそういうお答えでございますから、そういうふううに受け取っておきたいと思ひます。

次に、実はこの前時間がなかったので、この簡易郵便局の問題について、郵務局長の御答弁をいただいたまま私の意見まで申し上げる時間がなかったものでありますが、その節、特に私は、郵政事業特別会計が赤字であるのに、なお住民サービスという点で広く簡易局の増設をはからなければならぬという点について、国鉄等の例を申し上げたように記憶しております。たとえ国鉄も、これは公益事業であるけれども、赤字解消のために赤字路線を廃止するか、中間駅の廃止ということを具体的に打ち出されておりますし、また、窓口事業としては住民に密接な関係のある地方自治体、農業団体等においてさえ、統合ないしは窓口の廃止というものが行なわれているというのを申し上げましたところ、郵務局長のほうから、いわゆる公益性と企業性といふ点から、財政的なものの兼ね合わせではなからうかというふうな御答弁があったのですけれども、問題は、その兼ね合わせの点、調和点と申しましようか、それをどこに求めるかというのが基本でなければならぬと思ひます。

その意味で、いま申し上げました他の公益事業なり地方自治体等の窓口サービス機関等が、今まで縮小され廃止されていかざるを得ないという

予算の状況にある、そういうときに、郵政事業は大きい赤字をかかえながら公益性だけが先行して、そうしてなお赤字をかかえて、そのためにかえって他の郵政事業全般に大きい影響を及ぼす、たとえば郵便料金値上げ等の問題が出てまいりますが、むしろこの際もう少し調和点について基本的にお考えになつてはどうかという気がするわけですが、お伺ひしたいわけですが。

○竹下政府委員 まず郵政窓口の公益性の問題ですが、これは先ほど数字でお話ししましたように、わが国の窓口の実情は、対人口で五千名とちょっとばかりの人数を一つの窓口が受け持つておる。これはやはり分担率をいたしましては若干高うございまして、世界で第十七番目になっているという点もございします。また地元の要望もありませんので、日本の郵政窓口はこれが限度ではなくて、やはりもう少し置いてあげなくては、公益性を満たすことにはならないのではないかと考へ方を持つておるわけでございます。

それから、もう一つ経済性の問題ですが、いかにへんびなところにサービスを拡充すると申しまして、非常に財政的な痛手をこうむる形でやっていると、これは問題があるかと存じます。先ほど経理局長が申しましたように、簡易局方式でいきました場合には、いかに少ない赤字で済む。年間一局当たり六千円程度の赤字で済む。これが従来の無集配特定局を置くという方針でございます。年間一局平均百二十七万円の赤字でございます。従来方式に比べますと、簡易郵便局でやります場合には、赤字は赤ですけれどもきわめて軽微で済むということでございします。この方式でも少し窓口をふやすといふことがあつていいではないか。しかし、やたらにふやすといふことはもちろん考へておりません。

○阿部(末)委員 そうしますと、また一つ疑問が起こってくるのですが、そういう地域には、いまの計算によるとあと二千局程度はぜひ必要だ、そ

ういうお考えのようで、それだけ国民に対するサービスについてお取り組みになるのならば、その地域には、たとえ赤字が出てもぜひ置かなければならぬということになると思ひます。ところが、いまのこのシステムでいきますと、希望者がおればやらせるが、希望者がなければこれはやはりそのまゝほうっておくといふことになると思ひます。そういう意味では、公益を享受する、利益を享受するといふ意味では、必ずしも平等でないような気がいたします。先ほどの質問でも触れましたように、また逆に、そういう形であるから競合してくる場合も起こってくる。それならばむしろもう少し策を進めて、そういう置くべきであると計算をされる地域には、全部置けるような方法が考えられないのかどうか、これが一点です。

それから二点目に、先般ちょっと質問が出ましたが、郵政事業の根幹にもかかわる郵政事業公社化の問題は、私の記憶が間違ひしていれば御指摘願ひたいのですが、大臣のお話では、夏の終わりにするまでは何とかめどをつけた、いづれになるかは別として何とかめどをつけた、そういうお話だったと思ひますが、そうであるとするならば、いま個人受託という、これもまた郵政事業にとつては一つの画期的な問題だと思ひますけれども、個人にも郵政事業を委託するという大きな問題を、機構上の問題である限りにおいてしばらく見合せて、郵政公社化の問題の結論を待つて実施しても、私はそう時期を失するものではないという気がするわけでございますので、公社化問題と簡易局とのかね合ひの問題、それと利便の平等性について他に方法がないのかどうか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○竹下政府委員 まず第一点ですが、御懸念のこととはわからないではないのでありますけれども、今日では窓口ももう相当普及しております、へんびなところにおきましては、これを窓口としてはい、こは十分である、ここの辺はもう一つあつていいかなるかという場所は、もう大体限られてきておる。全国では二千数百ございま

すけれども、その地域地域を見ますと郵政局でもわかっておりますし、地元でも大体見当はついておるといふことでございますので、希望すれば簡易局を置く、希望しなければならかしにしておくと御懸念は、実際問題としては起きてこないんじゃないかと私は考えます。

それから、公社化の関連でございますが、公社になりまして、公共性と経済性の二つを踏まえてこの郵政事業の経営をやっていくという実態は、本質は変わらない、かように存じます。したがって、簡易局問題の扱いは、現在におきましても、またかりに公社になりまして、全く問題は変わらないこととございますので、公社になつてからやってもいいじゃないかというふうなお気持ち、御意見のようにもとれたわけでございませうけれども、公社になる前にやっちゃつておつてもおかしくはないし、また、今日たゞいま必要な措置でございますので、これを手がけておる次第でございます。

○阿部(未)委員 大体了解をいたしました。郵務局長、最後のくだりで、公社になつてもこれはまだやるのだという点は、あまり勇み足にならぬように、公社になつてみてもしそうならなかつたときには郵務局でたいへんですから、あまり勇み足にならぬようにお願いしたいのです。

最後にお伺いしたいのですけれども、郵政省は、先ほど申し上げました郵政職員懲戒処分規程並びにその標準等について、郵政職員に非違があつた場合に行政上の処分を行なう、その行政上の処分は、事故が発生してから処分を発令するまででどういふ手続を踏んでおるものか、これはおそろく人事局長と思つておるのですが、お伺いしたいと思います。

○中田政府委員 職員に非違がございました場合に、そういう事実が発見された以降、その職員の上司に当たる者がよくその事実を取り調べる、また本人の疎明も聞いてその事実を確認して、それから量定をし、おのおの大臣の懲戒権の委任を受けておる者がその区分に従ひまして処理をする

いうことでございます。

○阿部(未)委員 実是非常にりっぱな手続で、私も感心をしておりますが、局長のおっしゃる通りに、非違行為があつたという場合には必ず事実を取り調べ、本人からも事情を聴取して処分をなさつておられませんか。

○中田政府委員 一般的にはさうでございます。ただ、例外的に必ずしもさうでない場合がございませう。

と申しますのは、本人が初めから疎明する意思がない、そういう事実を否認しておるというような場合には、これは本人の疎明を聞くまでもないといふことでございませう。もともと本人の疎明を聞くことと申しますのは、これはより事実を明らかにするといふためのことでございまして、本人の疎明を聞かずとも多数の者がその事実を現認しておるというところでありますれば、これはもう疎明を聞く必要はないわけでありませうが、ただ、ある事実があるといふようなことが、申告とかあるいはその他の仕組みによりまして明らかにいたしました場合には、これはやはりそれをより明確にするといふ意味で、本人の弁明、疎明を聞くといふことでありますので、それを待たずに明らかかな場合には、さういふ手続を省略することとございませう。

○阿部(未)委員 いま局長は、例外としてはとおっしゃいましたけれども、私が承知をする限りでは、本人の疎明を聞かずに、あるいはその事実について十分な調査も行なわずに行政処分を受ける者のほうが多いのではないかと気がいたします。その中でも、いま局長がおっしゃつたように、たとえば事実が非常に明らかなもの、極端に言いますが、時間内に職場大会をやつたとか、ストライキをやつたとか、それに参加しておつたとかいふ場合は、おっしゃる通りに明らかでございますから、それは必ずしも疎明を聞く必要はないかも知れません。しかし、最近の処分の中で、疎明をする意思がないのだといふふうにおつちやつておられるけれども、疎明をする意思が本人に十分ありながら、疎明の機会を与えずに一方的に

行なつておる処分が非常に多いのです。たとえば、課長の前に立ちふさがつたとか、大きな声をあげたとか、そういうことだけでもって処分をしておる事例は非常に多うございます。これらについて、私は少なくとも本人に疎明の機会を与えて、そして処分権者はもとと周到な調査を行なつて、その上でもって処分を発令すべきであつて、何々課長がさう言つた、横に副課長がおつてさう言つた、それだけでもって処分をするのは、これは人権にも影響する大きな問題だと思いますので、当初局長のお話しになりましたように、原則としてはあくまでも取り調べ、事実を調査して、そして本人の疎明、さういふ手続を踏んで、これは明らかといふさうき場合は別でございませうけれども、さういふ手続を踏んでいないから、一ぺん処分を行ないまして、後日第三者機関等で、処分が誤つておつたといふような問題が起つてきておられます。

こうなつてきますと、この処分といふのは一ぺん行ないますと、本人にとつては精神的にも非常に大きな苦痛を与えるわけでありませうから、個々の事例と申しませうが、さつき申し上げたストライキのような場合は別として、事実が明らかに確認できる場合は別として、一人一人の個人が労働運動ないしはさういふ問題に関連して処分をされるというときには、少なくとも本人に疎明をさせる機会を与える。それでもなお本人が疎明をしないというならまた別です。しかしながら、現状は疎明をする機会さえ与えられていない。これが実態だと私は思いますので、さういふ点について、何かいい方法があるのかどうかお聞かせを願ひたいと思ひます。

○中田政府委員 たとえて申しますれば、ストライキ参加といふふうな場合におきまして、本人の疎明を聞き、万一間違ひがあると困りますので、ストライキで職場にいたつたのか、あるいはほかの事由に基づいてその職場にいたつたのか、さういふふうなことは確認する手続を進めております。本人が何らの疎明をしないといふふう

な場合には、ストライキに参加したであらうといふことで処分するといふふうなことで、さういふ場合には、いま申したような手続をとつておるわけでございます。

ただ、いろいろ暴行行為、反抗的行為といふような場合には、その行為自体がすでにさういふ性格のものでございませうので、なかなか疎明といふようなことでは、いたずらに時日を遷延するといふようなことで、職場の規律が維持されないといふようなことがございませうので、これは複数以上の確認者の現認によりまして、十分事実を明らかにして処分をしておるといふことでございませう。

いままで公の場におきまして、公式のと申しますか、権威ある郵政当局の調査の結果、事実上誤りがあるといふふうな判定を下されたことは、これはもう最近ほとんどないといふふうに承知しております。いろいろその量定について、法律的な判断といふふうなことは、これは間々なきにしもあらずであります。事実の認定については、最近の郵政省の取り扱いについて、ほぼ正当性が認められておるといふふうに思ひます。

○阿部(未)委員 最後に、いまの問題について大臣にお伺いしたいのでございませうけれども、いま人事局長が言つておりましたように、複数以上のその複数が、処分をされる側の意見も含めての複数ならば、私はこれはある程度信頼性があると思ひます。しかし、いま郵政省の職場における労使関係の全く対立した感情の中で、その複数が管理職のみの複数であつては、処分をされる者はたまたまのものではないといふことになりませう。そこで今後、明らかにストライキに参加したといふ立証のできる者は別として、たとえば課長に大きい声を出した、横に副課長がおつた、その副課長が、さう、出しましたといふふうな言へばそれで処分をされる、こゝういふシステムになつておるわけでございますけれども、これは本人が大きい声を出したのかどうか、少なくとも管理者以外の、いわば弁護といふとおかしいが、正当なその場に居合

せた第三者等の意見も十分に聞いて、この行政処分についても慎重に行なつてもらうように、ひとつぜひ大臣のほうからも御指示をお願いしたいと思ひます。

私は、最後に繰り返してお願ひしたいのは、何とかこの郵政の労使関係を正常なものにして、ほんとうに国民の信頼を得る郵政事業にもう一ぺん立ち返つてもらふために、大臣の格段の御努力をお願いいたします。私の質問を終わります。

●井出国務大臣 郵政事業発展のために労使関係の正常化をはかりたい、このことは、私も阿部さんと思ひを一緒にするものでございます。

まあ役所でございますから、規則、手続等はいろいろあると思いますが、きょうの御発言も当局側で十分に耳にいたしまして、慎重を期するように配慮いたしたいと思ひます。

●武部委員 関連して一点だけ質問をしておきたいと思ひます。

阿部君から、先ほど質問の中に小緑さんという婦人の問題がありまして、私これはいへん重要な問題だと思つて、人事局長の答弁によりまして、この問題は労使関係以前の問題だ、こういう話があった。診断書が書きかえられ、ということ、これはたいへんなことなんです。それも公的な機関の通信病院の医師が、この診断書を書きかえておいたということはたいへんなことなんです。人事局長はいま申し上げたようなことをおっしゃったわけですが、事実を知らぬので調査をしたい、こういうことでございまして、調査をした結果をぜひひとつ回答していただきたい。この点だけです。

●中田政府委員 ただいまの件、調査の結果、回答申し上げたいと思ひます。

●内海(英)委員 長代理 栗山礼行君。

●栗山委員 大臣が十二時五十分までということでございますので、そのワケ内でお尋ね申し上げます、あとは事務当局に若干のお尋ねを申し上げます、かように考えております。

大臣にお聞きを申し上げます、

が、昨年の国会でこの問題がいろいろ論議をされまして、附帯決議等もつきまして、あのような状態で廃案ということになってまいりました。この法案であるかと承知をいたしておりますが、いろいろ資料等も若干私なりにこれを拝見させていただきまして、そうして多くの議論も尽きたものでございまして、重複する問題等も必ずしもなきとせないと、こういうふうな内容であるかと思ひます。そのまた考え方の相違点もあるかと存じますので、若干お尋ねをいたしてまいりたいと思ひます。

この法案の提出説明に述べておられます点から要約いたしますと、従来、公共団体及び関係組合に受託者を限定されておったのでありますけれども、いまなおそういう組合が存置しないところ、窓口の拡大をはかつていこうといふところの二千幾余の問題が残つておる、これについて窓口の拡大の方向をもつてサービスを進めてまいりたい、こういうことが簡易局に個人を受託者として加えるという内容のものであらうかと、この理解をいたすのであります。一つは、郵政事業の財政事情にかんがみて、簡易郵便局の拡大の傾向をはかつてまいらうといふことの主旨があるのではないかと。いま一つは、本来の郵便窓口の拡大を通じて、国民への奉仕性をより方向づけをいたしたい、こういふこと、こういう二点が主眼になって、今度の法改正の問題を再度お出しになったと、このように理解ができるのであります。若干大臣に所見のほどを伺つてまいりたい。

●井出国務大臣 けさほど提案の御説明を申し上げましたが、その骨格をなす点は、ただいま栗山さん御指摘のような、おおよそ二つあげられましたが、それは大きな柱であらうと、かように考えます。

●栗山委員 結論づけて、さような二つの性格を持つて簡易郵便局の受託者の個人への範囲を拡大する、こういうふうな御答弁をいただいたに承知をいたすわけでございますが、私は率直に申し上げまして、特定郵便局の性格、位置というものは厳格なものであると思ひますが、簡易郵便局の性格づけというものについて、大臣はどのようにお考えになつていらっしゃるのか。

●井出国務大臣 制度というものは、一つの歴史が積み重なる上においておのづからでき上がる面もあると思ひますが、当面、公共団体や農協等に委託をいたしまして発足をしました仕組みが、だんだん定着はしてきておると思ひますが、それに若干の機動性を持たせるとも言いまして、比較的手軽に、簡便にと言つては言い過ぎるかもしれませんが、山間の部落に至るまでこういう仕組みをもつて設置をいたしたならば、確かに国民の皆さまからの共感も得られるであらうし、郵政の窓口サービスもさらに拡充することができ、このように考えるわけでありまして。

●栗山委員 私は端的に申し上げまして、こういう疑問がいろいろ各委員によつて行なわれておるのであらうかと思ひますが、簡易郵便局の性格を明確にしておかないと、二、三人の特定郵便局が簡易郵便局化の方向に進んでまいるのはないか、こういう論議の飛躍を申ししますか、あるいはそういう考え方もあり得るのだ、こういう点が御質問の要点にあるように思ひます。この点はどのようにお考えになつておられますか。特定郵便局が簡易郵便局化しないという厳格な性格的な規制、こういうものをお持ちであるかどうか。

●井出国務大臣 私も、従来の経緯をたゞいま勉強中でございまして、明確な定義というものをどういうふうな位置づけるかという点では、いまここで御満足のいく答弁というわけにいかないかもしれませんが、おそろしく御心配なところは、従来二人なら二人でやつておる特定局というものが一人の簡易局化するおそれがあるのではないかと、こういうことに集約されるかと思ひます。

その点は、いままでも数次にわたつて郵政側から御答弁を申し上げておりますように、そういうことはしないという態度で臨むつもりでございます。

●栗山委員 昭和三十三年一月に出されたという特定郵便局制度調査会の答申では、簡易郵便局の問題についてどういふ触れ方をいたしておりますか、一ぺん御参考までに御聞きをいたしたいのです。

●竹下政府委員 詳細なことを私ちょっとい出しませんが、簡易郵便局は個人委託の方式で今後やつていったらどうか、そうして窓口をその方式によつてもう少しふやしたらどうかという御意思が出ておるよう聞いております。

●栗山委員 大体そのような答申の内容だということを知りたいと思ひますが、今度の法改正の内容を見ますと、受託者の範囲に、第一番にはやはり公共団体、二位に各協同組合、第三位に個人、こういう順位の制度の内容に連んでいらつしやると思ひますが、これは答申等との関連を含めて、どういふ考え方に基つて順位制の問題が理解をされておるか。

●竹下政府委員 昭和二十四年以来とてまいりました簡易郵便局方式では、受託は公共団体、農業協同組合等の組合に限られておるわけでございます。

〔内海(英)委員 長代理退席、委員長着席〕
今度個人が入るわけでございますが、私どもの気持ちといたしましては、公共団体、農業協同組合それから個人という順位がございましたことは、そう強い意味があるわけではございませんで、従来の経緯等を考えまして、まず公共団体である、次は組合である、その次個人というふうに配列をしてある。その間、委託をしていただく面につきましての信用の度合いが、画然と段階があるというふうには受け取つていないわけでございます。

また、個人委託をやり出す場合にも厳格な選考基準を設けまして、法律が求めておりますように社会的な信用、事務能力、そういうものを備えたりつばな人を選んでいくわけでございます。

で、個人の委託の場合におきましても、運営について全然心配はないと確信いたしております。

○栗山委員 順位の問題は、いま局長のお述べになったような平易的な御説明であつたかと思うのですが、そうなりますと、二つの問題があると思ふのです。一つは、現在の公共団体が行なつておるものを個人にかへる場合の問題、あるいは各農業及び漁業その他の団体が行なつておるものを実務的に個人に移行する問題をどうとらえて評価するか、こういう問題があるかと思ひます。

それから、順位を定めておきますと、公共団体が好ましいんだ、あるいは公共団体が最優位なんだ、そういう諸団体がなくからこれを個人の受託という範囲に進めていくんだ、こういうことになりますと、これの価値、信用というものについて国民がどのように受けとめるか、これはたいへん問題点を含んでまいらうかと思ひますが、この点について、団体のあるところは原則として団体、公共団体をお願いするんだ、その団体がなくならぬでなおかつ必要とするところについては、それらの資格条件を具備する個人に受託してもらふんだ、こういう考え方で持つてまいらうと、個人の順位制というものについての受けとめ方が非常に変わつてくるのではないか。国民に与える信用評価の問題について、どうも割り切りのできがたいとらえ方が一面としてできるのではないか。この点について簡明に御意見を承りたいと思ひます。

○竹下政府委員 簡易郵便局は、これまで公共団体あるいは協同組合に委託するという形において、きわめて円滑に運営ができております。したがひまして、公共団体、組合、そういったところが存在する場合には、これにまずお願いするといふのが、過去の経緯、沿革、歴史等の実績に徴し、まして当然の措置かと存じます。

したがひまして、個人の場合は、そういう団体が得られない場合、あるいは何らかの事情によりまして公共団体なり組合が受託できかねる場合に、それではひとつ個人の委託にしましう、こういう順序にならうかと存じます。

○栗山委員 ちょっとわかりにくいですね。これは窓口を拡大する方向として、そういう団体の存置しないところに向かつて個人に委託をするという方向が窓口の拡大である、こういうような御説明をされておるのですが、いまの郵務局長の御説明によると、ちよつと大臣の趣旨説明と異なつた受けとめ方ができるのですが、どうですか。

○竹下政府委員 地方公共団体あるいは組合の施設がございませんとところは、これはもう個人でやるという以外に方法はございませんとし、りっぱな人を選定して個人に委託するというところでございまして、これは大臣が申し上げたとおりでございします。

過去、まず公共団体あるいは組合があるところは、そういう団体に委託しましてやつてきた実績がありますし、そういうところで受託の御意思があるならばそこをお願いしてみようというのが、これまでの簡易郵便局の運営の経験に徴しまして、まず第一着手としてそうしたほうが適当な措置ではなからうか。それで団体なり組合がでかかぬという場合には、それではひとつ個人にやつていただくまいしう、こういう順序でやるのが一番適切なやり方ではなからうか、かように存する次第でございします。

○栗山委員 たいへんくだいようですけれども、私のお尋ね申し上げておるのは、新たに設置をする場所について、順位的にいろいろ運んでまいら、これはそういう一つの順位的な要素としてのとらえ方ができる。既存の公共団体や各組合で経済上及び運営上の問題点として、適正な個人にかわることが望ましいという場合もあり得るのじやないか。この場合について、過去は団体に委託をしておつたが、そういう状況に基づいて個人にかわつておることを認めるという内容のものであるかどうか、こういう点なんです。

○竹下政府委員 これまでにできました簡易局についてのお尋ねであることはわかりましたが、これは現在の受託者である公共団体あるいは協同組合等に委託をいたしまして、円滑なる運営を今日

までやつてきておるわけでございます。私はこの姿は、郵政事業の運営、それから簡易郵便局のあり方から見ましてたいへんけっこうなこととございします。この姿を今後とも継続していただきたというふうにお考えますし、それが今度の法律改正の趣旨であると思ひます。

ただ、地方によりましてはいろいろな内部事情がございまして、その事情のために公共団体あるいは協同組合等におきましては、みづからが受託をしてやりますよりも、むしろ個人の受託に切りかえたほうが實際的である、ベターである、こういう御判断が地方においてなされた場合には、個人に切りかえていく件数が、これは正確な数はつかめませんが、相当の数あるのではなからうか、こういうふうに予測いたしております。

○栗山委員 重ねてお聞きをいたしますが、いまの考え方で大体わかりましたが、現在委託をしておる公共団体及び各種団体についてきわめてスムーズにいつておる、この限りにおいては、受託者を個人に拡大しても既存のものについては存続をしてくれるだろう、こういう予測的な内容なんです。が、たまたま法改正をいたしまして個人の受託の範囲が拡大されたということを契機に、経済的な面、あるいは利用の便、あるいは運用の便というところで考えられる場合があり得るという一つの想定に立ちたい、こういう考え方でお尋ねを申し上げておるわけなんです。その限りにおいては、向こうがお断わりをして個人にかえてくれという場合については、これをかえることにやぶさかでない、こういうような御答弁の要旨かと思ひますが、これはやはり問題点はあるのです。現行の制度運用の面について、公共団体は一般的な、総体的な財政の面から見ればたいしたことはない、こういうとらえ方もありましようが、組合の場合には必ずしもそういうわけにはまいらぬ。

やらなくちゃならないことであるけれども、経済ベース、運営の人的身分の問題等を考えれば、これを真摯に運用していくことが非常に至難だ、幸いにこの機会にかえていくか、こういうふうな状況の判断に立つところも、この法改正によつて将来起きてくるのではないか、こういうような観点から私はお尋ねを申し上げておるわけです。

結論的には、そういう場合についてはそれを認めるにやぶさかでございます。さういふ御答弁のようでございますが、さういたしますと、この制度運営の問題について、やはり問題点が考慮されて、そういう転換をされるというふうなとらえ方をしなくちゃならないのでありまして、現状のままですらうまいってありますから、これが存置、継続されるものだ、こういう御説については少し飛躍の内容を持とうか、こう思われるのであります。が、御意見あれば伺つておきたいと思ひます。

○竹下政府委員 公共団体あるいは組合の委託の実態は、さまざまであるように見受けられるわけでございます。私どもの拝見するところ、きわめて熱意を込めてやつていただいているところもございしますけれども、場所によりましては少し荷が重い。責任も持たされるし、経済的にも問題だ、職員もそのためにさかなければならないといったようなことで、荷が重く感じておられるところもあるわけでございます。そういう中からいまお話をございしましたように、この法改正を機会に、それではひとつ個人に切りかえようかという気持ちでわいてまいりまして、その方向に動くということも十分予想されるわけでございます。

その場合には、私どもはしやにむに從來どおりの委託にこだわるというのではありませんが、その場合には快くお受けすることはいくべきではなからうか、かように存じております。

○栗山委員 平行線ですから、この問題はこの程度にとどめておきます。

これは監察の方にお伺いをいたさなくちゃならぬと思うのですが、今日までの簡易局の事故、犯罪と申しますか、いわゆる事故の状況を、最近のものでございしますから、年度別に、ここ二、三年の犯罪状況、それからそのとらえ方、

こういうことでちょっと一べんお聞きをいたしたい。

○中根説明員 お答え申し上げます。

簡易郵便局の取り扱い者による犯罪の關係についての御質疑でございますが、最近五カ年間の状況について申し上げますと、五十三件、犯罪金額が千六百二十八万二千八百二十円になっております。すなわち、一件当たりの犯罪金額にいたしまして三十万七千二百二十三円、かような状況でございます。年度別には、詳細資料もございまして、大体横ばいの状況でございまして、犯罪金額については、そのときの状況によりまして若干のこぼれがございしますが、おおむね件数におきましては横ばいである、こういうことが申し上げられると思うわけでございます。

事業別の内訳等はよろしゅうございますか。——事業別の關係につきましては、貯金の關係が主として多いわけでございますが……。

○栗山委員 主たる犯罪内容は……。

○中根説明員 主たる犯罪内容につきましては、いま申し上げましたように、貯金の犯罪がほとんど九四%占めております關係上、貯金の横領の關係、それから資金關係の横領の關係、こういった關係が多いわけでございます。

○栗山委員 大まかに何ってけっこうでございますが、やはり公共団体及び各団体の受託内容においても、必ずしも犯罪というものが皆無の状態でない。主としてそういう横領内容的な犯罪行為というものが九四%である、こういうようなお話を承りました。どうなんでしょう、郵務局のほうとしては、個人の受託者を拡大することによって、その種の犯罪行為というものがどのように将来推移するか、こういう想定の問題でありますけれども、常識的にどうとらえておられるか。監察のほうとしては、そういう特殊な団体の中においてもこの種の犯罪行為というものの、いわゆる破産罪のような要素を持つ犯罪行為というものを指摘せざるを得ない。こういうふうな金額及び件数別といたしましてあるわけでございますが、なかなか、いろいろ

る個人に受託されるという場合においての監察のあり方、あるいはまた従来の団体に対する監察の方式と個人に対する監察の方式とをどのように対処されるべきであるか、そうして個人の受託者が増加するということについて、犯罪の内容はどのようなこととらえて将来の監察行政の方向としてお進めになるかというのを、ひとつお聞かせ願いたい。

○竹下政府委員 従来、地方公共団体あるいは組合等に委託をしてやります場合には、簡易郵便局の仕事ぶりは複数の人の目で見られるということが期待できますから、そういう安心感が一つある。個人委託になりますと、全く個人ということでございますから、おっしゃる通りに事故、犯罪の発生ということを十分気をつけなければならぬと思うのでございます。

したがしまして、受託する個人の選定にあたりましては、厳重なる選考をしなければいけない、かように思います。そうしませんが、事故、犯罪の暴発ということにつながりますから、受託者の選考ということに慎重を期さなければならぬことは当然のことかと思ひます。そうしまして、そういう慎重な手続をもって選考いたしますならば、これは個人にしかたからというので、特別に厳格なる監督、監察、そういったものをいままら子定するのはおかしいのでありまして、従来どおりの監査方針あるいは審査方針——と申しますことは、受け持ちの集配郵便局長が随時これを指導し監督するという方式、同時に受け持ちの監察官が適宜参りましてこれを審査するという方式で十分ではなからうか。りっぱな人物に依頼するわけですから、それで十分ではなからうか、かように現在はお考へております。

しかし、このことはたいへん大事なことでありますので、実施に移しました後々、実情をよく見まして、そしてこれは対処していかなければならぬ問題かと思ひます。

○中根説明員 ただいまの郵務局長の答弁と重複する点もあるかと思ひますが、御参考までに申し上げますと、過去五年間における部内者犯罪の発

生状況についてでございますが、百局当たりの発件数で見ますと、特定局との対比が参考になるうかと思ひますが、特定局のほうは○・六九件でございます。それに対して簡易郵便局のほうは○・三九件でございますので、国の直轄しております機関等に比べまして、その心配する状況には総計数字の上ではないわけでございます。

なお、先ほどの答弁にもありましたように、受託者の選考につきましては、真に社会的な信用のある、それから十分事務能力のある者を選定していくわけでございますので、その面における心配もなからうと思ひますが、おっしゃるとおり、事故、犯罪の防遏という点については、重要な点でございますので、従来もそうやっておつたわけでございますが、ますますその点については配意してまいりたいと思ひわけでございます。従来は、方法といたしまして、監察官の審査の關係、これは定例の総合審査のほかに、必要に応じて防犯特別審査をやりますので、その意味におきましてはその分だけ密になってくるわけでございます。なお集配特定局長の指導、それから受託団体の場合には当該受託団体の上司の指導という点も期待しておるわけでございます。

なお、業務取り扱いの方法に關しまして、これは簡易局だけではございせんが、元利金の通知制度という方法もとっているわけでございしますが、それらを総合いたしまして、今後におきましても、私どもの立場におきましては、事故、犯罪の防止ということにつきましては重要な点でございますので、なお一そう配意してまいりたいと思ひわけであります。実況につきましては、冒頭に申し上げましたとおりの状況でございます。

○栗山委員 いま政務次官も参加をいたしておるわけでございますから、大臣にお伺いをしなくてはならない点であらうかと思ひます。政務次官にひとつかわつてお答えをいただきます。この趣旨の説明の中に、「十分な社会的信用を

有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人を加える」という非常に抽象的な、まことにけっこうな——これをこなしていけるだけの社会的信用、これは一つの要素であります。同時にまた、受託者としてのこの消化能力を有する識見、能力を持たなくちゃならぬ、こういうような抽象的な説明をされておるのであります。新たに加えられんとする受託者というものは、具体的にどういふものをさすのか。私は、前の国会においての附帯決議等の中身を見ましても、私どものとらえ方で理解のできるような附帯決議がついておつたのでありますけれども、これはもう率直に、これらの具備する条件とは具体的にどういふものをさすのだというお考えを持っていらっしゃるのかということを、次官にお尋ねを申し上げます。

○小沢政府委員 具体的にという御質問でございますが、具体的にいろいろの方がおられるかと思ひますけれども、一応想定いたしておりますのは、たとえていえば、その地域社会の中で民主委員、保護司、あるいはまたかつて公務員であり、現在恩給受給者となつておられる者等、過去に大きな実績やまた信用、能力、そういった点に間違いない人をもつて充てる、こういうことを考へております。

○栗山委員 どうもあまり公式で、びんとこういう要素の者を受託者として選定するんだ、こういう事柄にはあまり理解のできにくい次官の御説明であつたのであります。単にその地域社会の知名度の高いということによって、簡易郵便局の郵政業務が窓口サービスとして適正なりやどうかということには、これは一面の評價でありまして、私はやはり一面は社会的な信頼度という問題も、この身分や条件上の問題とからみ合わなければ、必ずしもその社会的奉仕オンリーという人材を得がたいということになると思ひます。いま一つは、こういう公共施設の問題で、しかも厳正な事務を行なつてまいらなくちゃならぬ、こういうことが重要視して考えられれば、いまのお説

のような民生委員であるとか、地方のいわゆるボスの者にこれを委託されるということは、好ましくない結果を招来する、機能的にその役割を推進することに不十分だ、こういうとらえ方をいたすのであります。

もつと私がお尋ねしたいことは、社会的な知名度ということも、もとよりこれは肯定いたしてまいりたいと思ひますけれども、たとえば郵政に実務的な経験と能力を有した人が、定年とかその他の条件によっておやめになりました者を、主としてそれが選考基準の重点としてとらえておられるかどうか、こういうことを率直に伺つてまいりたい、こういうことであります。重ねて次官の御答弁をひとつお願いしたいと思います。

○小淵政府委員 最優先ということではありませんが、過去郵政事業におきまして実務にたんのうされたという方におかれましては、その選定にあたりましては、十分考慮いたしていききたいと思ひます。

○栗山委員 両面の条件を満たすということは、非常に困難な内容でございすけれども、いわゆる適格な人材の選考ということに、ひとつ熱意をもつて推進をいたしていただきたい、もとよりであらうと思ひますけれども、その問題については特に適性人材を求めるべし、その努力をすべきである、こういう結論づけを申し上げて、この点は終わつてまいりたいと思ひます。

少し勉強が足りないものでありますが、現在の手数料の算出基準の概略と、それから簡易郵便局の手数料の実績といふことが、これは非常に事務的にありますけれども、年度別にどの程度の手数料か、上と下でいいですけれども、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○竹下政府委員 簡易郵便局の手数料の中身は三本立てになっております、一つは基本額、あるいは固定額とも申します、取り扱ひ量のいかんにかかわらず局の運営に必要な最低保障の額、こういう意味合いの基本額がございす。これには局舎、物件費等の費用及び人件費、そ

うものを見ております。それともう一つは、取り扱ひの件数に応じて多かつたり少なかつたりする取り扱ひ手数料という部分があります。これは一件当たりの単価がきまつておりまして、その単価に取り扱ひ件数を乗ずるという方式で出てまいります部分がございす。それともう一つは、貯金、保険を扱ひます場合の募集手当、あるいは現金を扱う場合の現金出納手当、これに相当する部分として加算額という三つの部分があります。

そういったものを合せて、一局当たり平均、これは総平均でございす、どのくらいの手数料になるかと申します、これはお手持ちの法律案の冊子の一番末尾に書いてありますように、月額二万八千三百五十七円。これは予算額でございすから、実際は多少これと違つてまいりますけれども、予算額をいたしまして二万八千三百五十七円でございます。これを先ほど申しました内訳で申しますと、二万八千三百五十七円のうち、基本額に相当する部分が一万四千九百七十円でありまして、取り扱ひ手数料に相当するものが一万六千四百円、加算額に相当するものは三千三百二十三円、こういうことになつております。

○栗山委員 私もこの年度別の問題を少しながめたのでありますが、最低と最高というものについて実には大きなアンバランスがあるのです。それはもう作業量といふことの問題に落ちつくわけなんです、どうなんでしょう、いわゆる経済成長下における物価高の問題といふこともありまして、それから真摯にこの種の業務をやつていただくということについての基本的身分保障への方向をとつていかなければ、なかなか効率的活用ができるものじゃないといふことについては、これは常識ですが、将来そういう客観的な経済の情勢に対応する一つの基準や手数料というものに、柔軟な

か、この点についてお伺ひしたい。

○竹下政府委員 地方の公共のためにせつかく設けました窓口でありますから、これが有効に活用していくようなことを基本線といたしまして、手

数料につきましては今後十分に考へてまいりたいと思ひます。

ただ、今日いただいたことを申し上げますと、基本額にいたしまして、取り扱ひ手数料にいたしまして、加算額にいたしまして、ただいまの経済情勢に見合う十分のものを私のほうでは算出しておるつもりでございます。したがしまして、取り扱ひ件数の多いところでは月額十万円近くなるといふところもございす、これは手数料の総額ですけれども、ところが、扱ひの少ないところは、貯金などを扱ひないところは、一万円をそこそこであるといふところもございす。これは扱ひ件数が非常に少ないという実態が一つございすのと、簡易郵便局の運営は、これに取り扱ひ者が一日専念するといふたてでもございせん。

何か別の仕事を持てて、これと兼業するといふ形においても行なわれる。そういう形で行なわれるといふのは非常に多いケースでもございすので、これはそういう簡易局の実態を十分見ながら手数料というものの算出を考へていくということが、実際問題としては出てくると思ひます。

しかし、基本線といたしましては、当初申し上げましたように、せつかく開いた窓口ですから、有効にこれがいいサービスを提供していただけるような手数料を考へてまいりたい、かように存じます。

○栗山委員 いま御答弁の中にありました、いわゆる兼業要素を踏まえておる現在の団体につきましてはそういうことも言えると思ひます。地方自治体の職務の兼業要素をやつていくとか、あるいは農協、漁業協同組合のそういう兼業的な中で消化していくという作業量の問題もあると思ひます。ところが、個人に委託をする、そしてみずからその作業を行なつていく場合について、兼業要素そのものを中心としてとらえていくか、あるいは消化量とか作業量の問題もございすけれども、できるだけ本旨である国民へのサービス機関として、能率化とサービスを提供する、こういう考へ方から考へていくのと、便宜二

つあると思ひますが、いまの手数料にいたしましても、その基準によって非常に変わつてくると思ひます。

私は、やはり受託者の個人への移行度というものが、これは二十四年に制定されたのでありますが、いろいろな面から見ても半分は達せぬといふようなことでありまして、これから個人を含みまして約半数のものを消化するという前提に立つ場合について、かなり個人の受託者の増加する傾向といふものを考へてみなくてはならないのでないか。そういう点からいいますと、基本的には身分保障、それから安心してその作業に奉仕できるという基礎なくして、いわゆるこの種のサービスの問題をとり扱おうとすることは、最も不適確なとらえ方である、私個人としてはそういう考へ方を持つておるのですが、現状を踏まえつつ将来のそういうサービスの向上の分野から考へて、経済情勢も踏まえつつ、適正にやはりもっと身分を高めていくという考へ方のもとにこれは取り組んでいかなくちゃならないと思ひます。この点は、ちよつと私とあなたとのかみ合ひがあるように思ひますが、私の愚見について郵務局長はどういう考へ方をお持ちになりますか。

○竹下政府委員 簡易郵便局の取り扱ひの内容が、今日いただいたような実情でありますならば、簡易郵便局の運営のやり方あるいは手数料の支給のしかたは、まあいまの状態ではよろしいのではなからうかと思ひます。

ところが、地元の要望等がございまして事務量をもう少しふやさなければいけないというようなこと、今度の法改正でも老齢福祉年金の事務をつけ加えておるのですが、簡易郵便局の事務、仕事の取り扱ひ内容では地元の人たちにとりまして十分である、もつとこういふこともやつてほしいとか、あれもやつてほしいこれもやつてほしいといふことで取り扱ひ内容を増加させていきますと、これはたつぷり一人でもって専務してもらわなければならぬといふ事態になつてきようかと思ひます。場合によりましては、簡易郵便局では

やつていけませんで特定局に切りかえなければならぬ。将来は地元の人たちの御意向あるいは国民全体の方々の郵便に対する需要のいかんによりましては、そういったことにもあるいは発展してくるかと思いますが、今日ただいまの時点におきましては、一局当たり平均的なことを申し上げるわけですが、事務量はきわめて少ない事務量でありますし、たゞいまのこのやり方、手数料の支給のしかたで現実にはマッチしておるのではなからうか、かように存じます。

○栗山委員 この点はちょっと前回も質疑が行なわれたやに了承するわけですが、いわゆる簡易局の委託事務に従事する者は法令公務員とみなされる。そうなりますと、法律的效果というものは一体どういふことなのかという事です。二番目に、いまの基準率及び手数料の問題じゃなくて、受託者の身分保障といふものか、そういう公的な意味における身分保障といふものの位置づけをどのように理解をしたらいいか、こういう問題があるかと思うのでありまして、重複するかと思ひますけれども、重ねてひとつお答えを願つておきたい。

○竹下政府委員 公務の執行について公務員であるわけですが、これは具体的に申せば、受託者が公務を執行する場合に加えられました妨害等はいわゆる公務執行妨害の罪に相当する、こういうケースが多からうかと思ひます。それから身分保障の問題ですが、これは、従来市町村あるいは組合に委託をするというたてまえでございまして、個々の取り扱い者はつまりその団体の職員、従業員、こういうたてまえでございまして、郵政省が直接にこの身分保障をするというようなことは考えていなかったわけですが、個人委託といふことになればこれは様子が変わってくるので、別のことを考えなければならぬのではなからうかという事で、目下いろいろと検討中でございます。

○栗山委員 義務的には非常にきびしい制約がされるということですね。そして本人の受益的要素

というものはないので、こういうとらえ方もできるのではないかと、こういうふうに考えているのであります。やはり法律実施に見合つて身分の保障問題について、十分な責任を持つ体制を樹立させることが望ましいという意見をつけ加えてお願ひを申し上げておきたいと思ひわけでありす。

○竹下政府委員 これも、従来でございまして省が直接公務災害の場合に補償するという道がなかったわけですが、個人委託になりますと様子が変わってきますので、新しいやり方を考案していかなければならぬのではなからうか、目下そういう方向で検討いたしております。

○栗山委員 同様にこの問題を具体的に検討を進めていただいて、位置づけをお考えを願ひたいという要望だけ申し上げてまいりたいと思ひます。いろいろ時間上の問題もございしますので、最後に私は政務次官にちょっとお願いいたしますが、意見を伺つてまいりたいと思ひますので、今回再度この問題が提案されて新しい法改正のもとに制度化される、こういうことでございす。私は、やっぱり非常に郵政事業それ自体の役割りとしての問題をとらえていらつしやいますことと、それから経済的効率化の要素が多分に含まれて今度の簡易郵便局法の一部改正の法律案、こういうふうに出てまいつたときわめて素朴にとらえておるのでございすが、ただ残念ながら、法改正や制度上の問題は、おつくりになることはきわめてお役人の方々は好きなんでございます。私はやはり問題は、制度も重要でありますけれども、その制度を活用するといふ行政面に欠けるやに、郵政だけではございせんけれども、一般論としては考えられておる。国民の多くも、いろいろな法律やいろいろな制度上の問題については、まことに有名メーカーとしての実を示しておるけれども、しかし中身の問題については、相伴わな内容を持つてのじゃないかということが、行政面に対する国民の疑惑と不信の大きな要素となつて

おる。こういうことでございますので、私は非常に敬愛いたします大臣及び政務次官でございますが、やはり姿勢を新たにしまして、サービス部門についての実をあげる行政の効率化といふことについて十分なる御配慮をいただきたい。この限りにおいてひとつ次官の御答弁をいただいて、私の質問を終わつてまいりたいと思ひます。

○小淵政府委員 御指摘の点につきましては、大臣にも先生の御趣旨をお伝え申し上げ、あわせて私自身も御指摘の線に沿うて、法律が真に法律の意義を果たし得るよう、行政面で全力を賭していききたいと思つております。

○金子委員長 次回は明二十六日午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十三分散会

通信委員會議録第二号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	二	三千十四億一千	三千十四億一千
三	三	万円	百万円
三	三	最後は、	最後に、